

令和6年3月13日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時 令和6年3月13日(水)

開会 午前9時59分

散会 午後4時38分

3 場所 議場

4 出席委員

白石純一委員長、大田基次副委員長、高崎良二委員、
竹之内和満委員、大野雅子委員、渡辺久治委員、
川畑二美委員、川原慎一委員、竹原信一委員、
牟田学委員、木下孝行委員、山田勝委員、
濱田洋一委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、庶務係長 野中義昭、
議事係主任 松林俊介

6 説明員

税務課

課長 新町博行君
課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長 別府輝雄君
課長 牛之濱諒君
課長 税係

市民環境課

課長 平田寿美子君
課長 大野勇人君
課長 主幹兼環境対策係

福祉課

課長 尻無濱久美子君
課長補佐兼福祉係長 前田敏君
課長 保護係 長 松崎正幸君
課長 児童福祉係 長 平田祥子君
課長 児童福祉係 長 佐渡谷まなみ君
課長 児童福祉係 長 保育園園

健康増進課

課長 寺地克己君
課長補佐兼国保係長兼新型コロナワクチン対策係長 大橋尚子君
課長 保健予防係 長 篠原千美子君
課長 母子保健係 長 田上智子君

介護長寿課

課長補佐兼地域包括支援係長 尾上覚史君
課長 介護保険係 長 本千晶君
課長 高齢者支援係 長 宇都貴子君

農政課

課									長	大	野	裕	人	君 (兼)
課	長	補	佐	兼	農	政	管	理	長	川	原	陽	介	君
課	長	補	佐	兼	農	村	振	興	長	下	澤	克	宏	君

農村環境改善センター

所									長	大	野	裕	人	君 (兼)
管			理				係		長	牧	内	達	志	君

水産林務課

課									長	園	田		豊	君
課	長	補	佐	兼	水	産	係		長	早	水	英	行	君
林			務			係			長	所	崎	慎	也	君

商工観光課

課									長	宮	下	雅	行	君
課	長	補	佐	兼	観	光	推	進	長	船	蔵	真	一	君
商		工		振	興		係		長	大	川	内	広	樹
ふ	る	さ	と	納	税	推	進	係	長	早	水	健	児	君

農業委員会事務局

事		務							長	大	野	裕	人	君 (兼)
管		理				局	係		長	鍋	籐	雄	太	君

7 会議に付した事件

- (1) 議案第24号 令和6年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第25号 令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第27号 令和6年度阿久根市介護保険特別会計予算
- (4) 議案第28号 令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

白石純一委員長

11日に引き続き、委員会を再開します。

本日の審査は、配付した日程の順に進めます。

この際、市民環境課長から発言の申出がありますので、この際、許可します。

〔市民環境課入室〕

○ 議案第24号 令和6年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

議案第24号を議題とし、市民環境課所管の事項について審査を再開します。

市民環境課長の発言を許します。

平田市民環境課長

一昨日の白石委員の御質問にお答えをいたします。

生ごみ堆肥袋に表示されている汚泥ということについての質問がありましたけれども、表示されているものは工業汚泥と表示されておりまして、それにつきましては、マルイ食品から食品加工時に排出される排水の浄化処理後に残る泥状のもので、産業廃棄物として北薩環境管理協同組合が受け入れており、堆肥プラントに適宜購入しているものであります。

白石純一委員長

ただいまの発言に関し、質疑ありませんか。

山田勝委員

私、ちょっと気になることを質問をしたいんですが、北薩環境組合に生ごみ堆肥化の予算を出してますよね。それはどの付近までやってるんですかね。

何でそういうかと、生ごみ堆肥化として出している、失礼ですが、阿久根市丸抱えの事業所についてですよ。例えば、マルイからさっきの購入するという話だったんですけど、マルイからそれをその品物を購入するという事だったら、その購入することに対するお金はどうするのか。むしろ、買うとかですね、いやもらうとか、あるいはお金をもらうとかっていうなら分かるけど、その付近はどうなってるのかなと思って気になっておりました。

平田市民環境課長

先ほどの質問、答えの中でも申し上げましたけれども、マルイから購入しているものではなくて、産業廃棄物として受け入れているものでありまして、生成の時点で、汚泥肥料ということで、その堆肥を生成する際に購入しているというものであります。

山田勝委員

それなら、それを混入させることで、その堆肥の肥料分のレベルアップをすとか、あるいは、その養分の関係でそれをしたほうがいいと、こういう判断ですか。

平田市民環境課長

おっしゃるとおりでございます。

竹原信一委員

どういうふうにとということなんですか。それによってどんな効果があるかを説明してく

ださい。

平田市民環境課長

汚泥肥料は、乾燥や粉碎、発酵に、つくってありまして、植物に有害な窒素、リン酸などの栄養分を含んでありまして、微生物の生成に有用だと確認しております。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案第24号中、市民環境課所管の事項の審査を一時中止します。

市民環境課は退室してください。

〔市民環境課退室〕

それでは、日程に従い審査を行います。

福祉課は入室してください。

〔福祉課入室〕

次に、議案第24号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

尻無濱福祉課長

議案第24号中、福祉課所管の事項について説明します。

まず、歳出から御説明いたします。

62ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち、1節報酬は、民生委員推薦会委員6人分の報酬であります。

次に、12節委託料のうち、ふくしまつり業務は、令和6年度から新規にふくしまつりを実施するものであります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、様々な社会活動の延期、中止、自粛等が行われたことで、社会的なつながりが分断されるなど、交流の場が少なくなったことから、福祉への関心への理解等を深めてもらうため実施するもので、その運営業務について計上したものです。

次の社会福祉法人指導監査実施事業は、社会福祉法人の監査業務において、専門性を要する分野に外部機関のノウハウを活用して指導監査機能の強化を図るためのコンサルティング業務委託料であり、社会福祉法人2件分を予定しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、社会福祉協議会への運営補助金のほか、説明欄に記載の各種団体等への運営費等の補助金であります。

24節積立金は、地域福祉基金の利子分を積み立てるもので、令和5年度末の地域福祉基金残高は7237万6025円となる見込みです。

次に、63ページになりますが、27節繰出金は、健康増進課所管分であります。

次に、2目心身障がい者福祉費の1節報酬は、会計年度任用職員1人の報酬であります。

次に、11節役務費のうち手数料は、新たに県の重度心身障害者医療費助成制度の改正に伴い、医療費の助成について自動償還払い方式が導入されるため、その事務手数料が新たに発生するもので、264万3000円のうち新たに133万4000円を計上したものです。

次に、64ページになりますが、12節委託料は、子ども発達支援センターこじかの指定管理業務や、障害者の困り事相談や自立した生活へ向けての支援を行う地域活動支援センター事業のほか、債務負担行為で計上しました基幹相談支援センター事業を委託する相談支

援事業など8件であります。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の拡大を図るため、障害者スポーツ用の車椅子やアウトドア用の走破性の高い電動車椅子など、余暇活動に必要な用具の購入費等の補助や貸出しを行う、よか活動支援事業ほか各種障害者団体等への運営費負担金及び運営補助金10件分であります。

次に、19節扶助費は、説明欄に記載の障害のある方の各種障害福祉サービス利用に係る費用であり、65ページの6行目の生活介護費及び11行目の就労継続支援費などが主なものです。

次に、68ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費になりますが、1節報酬は子ども・子育て会議委員9人分の報酬のほか、福祉課所管分の会計年度任用職員5人分の報酬であります。

次に、7節報償費は、69ページの出生祝い商品券給付事業に係る費用が主なものであります。

次に、12節委託料は、第3期子ども・子育て支援計画策定に係る調査策定業務の委託料が主なものであります。

次に、18節負担金、補助及び交付金のうち福祉課所管分の主なものは、子ども第三の居場所づくり事業に係る運営費及び施設整備の補助金であり、公益財団法人B&G財団の補助事業により、令和6年度中に施設を整備し、運営開始を希望する市内の学校法人に対し、市を通して補助金を交付するものです。

次に、19節扶助費は、ひとり親家庭の支援に対する事業費等を計上しており、70ページの児童扶養手当と子ども医療費助成が主なものであります。

次に、2目児童措置費は、児童手当分であります。児童手当につきましては、国の制度改正により拡充される見込みであり、今後、対象者の見直しやシステム改修等予定されますが、今回は現制度に基づき、見込計上しております。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の運営費であり、3月初日の入所児童は、定員60人に対し46人の児童が入所しています。なお、令和6年度4月入所見込みは45人となっております。

1節報酬の会計年度任用職員の報酬は、これまで7節報償費で計上していた臨時保育士等謝金のうち、保育園給食調理業務員2人と保育士2人分を1節報酬へ組替を行ったものであります。

次に、10節需用費の71ページになりますが、修繕料の主なものは、みなみ保育園の執務室及び休憩室兼医務室の空調機の取替修繕であり、老朽化のため、取替修繕を行うものであります。

次に、12節委託料は、みなみ保育園の施設管理及び維持に係る10件分の経費を計上しております。

次に、4目児童館費は、72ページの放課後児童クラブの運営経費である放課後児童健全育成事業に係る12節委託料が主なものであります。令和5年度から、尾崎小学校の休校に伴い尾崎児童クラブがなくなり、現在9児童クラブで実施しており、令和6年度4月の利用申込者数は、定員380人に対し360人の予定であります。

13節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブの施設の借上料であり、160ページの1番下の行にありますとおり、賃借料について令和6年度から8年度までの債務負担行為を

設定するものであります。

次に、72ページにお戻りいただき、72ページです。

14節工事請負費は、脇本児童クラブのトイレ改修であり、脇本児童クラブでは、令和5年度は定員を超える利用申込者があり、今後も定員に近い利用者を見込んでいること、また、脇本児童クラブは旧脇本保育所を使用しており、施設内のトイレは幼児用の和式便器であることから、児童用の洋式便器を設置することで、児童の安全性の確保や快適な生活の場としての環境の整備を行うものです。

5目保育施設運営費のうち、12節委託料の地域子育て支援センター事業は、子育て世代の親子の交流と育児支援を目的に、おりた保育園が市内で実施する子育てサークル活動等の運営委託料であります。

次に、18節負担、補助及び交付金のうち保育対策等促進事業は、各保育園に実施する延長保育、障害児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。

次に、19節扶助費は、市内の私立保育園5園と認定こども園2園に係る運営費のほか、今後も継続して広域入所が見込まれる市外保育園等に対する運営費が主なものであります。

3月初日の入所児童数は、認可定員585人に対し、586人であります。

次に、73ページになりますが、3項1目生活保護総務費は、生活保護措置に係る経費であり、1節報酬は、会計年度任用職員1人と生活保護嘱託医2人の報酬であります。

7節報償費は、経済的理由から学習環境面での悩みを抱える世帯の子供を対象に、学習習慣の定着と学力向上を支援する子どもの学習支援事業に係る講師謝金であります。

12節委託料のうち生活困窮者自立相談支援事業は、生活に関する悩み事の相談や就労へ向けた支援など、自立に向けての包括的な支援を委託するものであります。

次に、74ページになりますが、2目扶助費は、生活保護受給者に対する医療扶助のほか、説明欄に記載の扶助費であります。

保護世帯及び被保護者数は、令和4年度末は118世帯、140人でしたが、令和6年2月末現在は116世帯、144人となっており、世帯数において2世帯の減、人員において4人の増となっております。

次に、4項1目災害救助費19節扶助費は、災害救助法に基づく災害見舞金であり、大規模な自然災害等により世帯の生計維持者が死亡した場合の災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合の災害障害見舞金として250万円を支給するものです。

また、市単独事業分として見舞金30万円を計上いたしました。

次に、143ページをお開きください。

第13款諸支出金1項1目災害援護資金貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合に、世帯主が重傷を負った場合や住居の全半壊等があった場合、申込みにより貸付けを行うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

18ページにお戻りください。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち福祉課所管分は、心身障害者扶養共済の本人負担分であります。

2節児童福祉費負担金は、みなみ保育園に他の市町村から入所している利用者に係る他の市町村の負担金で、保育所運営費同級他市町村負担金ほか2件になります。

次に、22ページをお開きください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は障害者等の各福祉サービスの、2節児童福祉費負担金は保育所運営費等の、3節児童手当給付費負担金は児童手当の、4節生活保護費負担金は生活保護扶助費の、それぞれの財源となる国庫負担金であり、いずれも市歳出の支出額に伴う国庫負担割合に基づく額となっております。

次に、23ページになりますが、2項2目民生費国庫補助金のうち、1節社会福祉費補助金のうち福祉課所管分は、地域生活支援事業に係る補助金であります。

次の2節児童福祉費補助金のうち福祉課所管分は、保育園等での一時預かり事業や延長保育事業等の子ども・子育て支援交付金と、ひとり親家庭の資格取得等の支援のための母子家庭等対策総合支援事業費の交付金であります。

4節生活保護費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費として、子供の学習支援事業とレセプト点検実施等による被保護者の医療費の適正化のための生活保護適正実施推進事業へ充てる費用を見込みました。

次に、24ページになりますが、3項2目民生費委託金のうち福祉課所管分は、2節児童福祉費委託金の特別児童扶養手当事務費であります。

次に、15款県支出金1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金のうち、説明欄の上から6行目の保険基盤安定拠出金後期高齢を除いたものが福祉課所管分であり、主に障害者自立支援事業に係る介護給付費や訓練等給付費、また児童発達支援事業の各事業に充当するもので、負担割合は4分の1となっております。

次に、25ページになりますが、2節児童福祉費負担金は保育所運営費等に、3節児童手当給付費負担金は児童手当に、4節生活保護費負担金は行路病人に対する医療費であります。

一つ飛んで、6節災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるものであります。

次に、2項2目民生費県補助金のうち、1節社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療費助成事業費が主なものであり、補助率は2分の1であります。

次に、26ページになりますが、2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1であり、乳幼児医療費助成事業費は、18歳以下の住民税非課税世帯の児童は自己負担分の全額を、課税世帯の未就学児については自己負担分のうち月額3,000円を超える額のそれぞれ2分の1が補助対象となっております。

次に、28ページになりますが、3項2目民生費委託金のうち、1節社会福祉費委託金は、障害者総合支援法に関する事務、戦没者弔慰金に係る特別給付金等支給事務に係る交付金であり、2節児童福祉費委託金は、母子及び寡婦福祉法に関する事務の市町村権限移譲交付金であります。

次に、29ページになりますが、第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、説明欄の上から10行目の地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、33ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち、2節団体支出金のうち福祉課所管分は、説明欄の上から4行目になりますが、国保連合会障害児給付費負担金であり、子ども発達支援センターこじかの運営に係る交付金であります。

20節雑入のうち福祉課所管分の主なものは、説明欄4行目の延長保育事業利用料から7行目の園児給食費負担金までであり、これは、みなみ保育園の利用料や3歳以上児の給食負担金であります。

その他は、11行目の相談支援事業他団体負担金及び12行目の地域活動支援センター事業他団体負担金は、地域生活支援事業として、障害者の福祉サービス利用の相談や障害者の日常生活の支援を目的に、長島町と共同で社会福祉法人に委託をして委託して実施する事業費で、事業費について、長島町の負担金分を受け入れるものであります。

次に、34ページの上から2行目とその下の生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護の扶助費に係る返還金であります。

次に、35ページの上から5行目のB&G財団の子ども第三の居場所助成金は、歳出で御説明しました助成金を受け入れるものであります。

次に、第21款市債1項2目民生債の5節災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時における対応分であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹原信一委員

62ページ、ふくしまつりの件をもう少し詳しく説明していただけないか。

風無濱福祉課長

このふくしまつりにつきましては、先ほど説明しましたように、新型コロナウイルス感染症の影響等で様々な社会活動の延期だったり、中止、自粛等が行われてきたところです。

それで、社会的なつながりが分断され、生きづらさを感じていらっしゃる方とか、交流の場も少なくなったことから、ここで福祉への興味とか関心、理解を広げていただいて、誰もが暮らしやすい地域の実現、世代や障害を超えた交流を目的として、令和6年度にふくしまつりを計画しているところです。

具体的には、社会福祉協議会が現在実施しています福祉のつどいの中に含めた形での開催を予定しております。

内容としましては、市内で活動している福祉団体等の活動を広く知っていただくための展示コーナーだったり、各種体験コーナー、また、ステージイベントとか、あと講演会等を計画しているところです。

委託料につきましては、主にはステージイベントだったり、講演会に係る運営業務について、福祉のつどいを主催する阿久根市社会福祉協議会に委託を予定しております。

竹原信一委員

初めてやるということで、ふくしまつり業務の単独のこの予算は幾らぐらいなんですか。そして場所はどこでやるんですか、いつ頃。

風無濱福祉課長

25万円ほどを予定しております。

場所は、恐らく今年度も福祉のつどいが風テラスあくねで開催されましたので、そちらを予定しております。

[発言する者あり]

11月を予定しております。

竹原信一委員

70ページです。会計年度任用職員報酬のところで、保育園看護師1人の報酬が約220万円。

安いような気がするんですけどね。

これ、仕事内容としてはそんなもんなんですか、そして看護師の資格を持ってる方なんですよ。どうしてこの金額になるのか。その作業、よく分からないんですけども、会計年度任用職員の中央値は240万円ほどというふうに総務課から説明を受けております。それよりも安い金額で、資格を持つ看護師の人を使うというのは、どういうことでこの金額になったのか教えてください。

夙無濱福祉課長

こちらにつきましては、看護師の資格は、有資格者ではありますがけれども、看護師業務というよりは保育のほうの業務も行いますので、通常、他の看護師業務を行う会計年度任用職員の方とはまた業務の内容が異なるということで、給与は位置づけされてるかと思えます。

竹原信一委員

いや今の説明おかしいですよ。ほかの人たちと同じような仕事もする。おまけに看護師の資格を持っている。だから安いんだって、本当は高くならなきゃいかんじゃないか。おかしいでしょう。

仕事は複数になって、給料が安くなってますはおかしくないですか、これ。

夙無濱福祉課長

一応、会計年度任用職員の方の報酬につきましては、確か条例で定められておまして、それぞれの業務の内容に適用して、報酬等を定められておりますので、確かそうだったと思います。

竹原信一委員

説明苦しいね。非常に苦しいですけど、よく調べながらもう1回説明してもらえませんか。

夙無濱福祉課長

また後もって、調べてお答えします。

川畑二美委員

73ページなんですけど。生活保護のほうで、7番目なんですけど、報償費、謝金などですか、7番目報償費、子どもの学習支援教職員、節、すいませんちょっと7節ですね。はい、7節の1の生活保護総務費ですね。これは何名の方が、先生方が支援されてるんでしょうか。

夙無濱福祉課長

講師につきましては1人を予定しております。

川畑二美委員

結構、金額的に30万円って少ないんですけど、この時期は夏、いつの頃の。

夙無濱福祉課長

1回、1時間当たりの謝金が3,000円でございます。1回当たり開催時間が2時間になります。年間の開催予定数は50回の予定をしております。

川畑二美委員

50回なんですけど、これは夏の間だけでしょうか。それとも年間だから少ないですよ。

夙無濱福祉課長

毎月第2土曜日を除く毎週土曜日と、あと、夏休みにつきましては、週2回実施を予定

しております。

川畑二美委員

分かりました。ちょっと少ないような、もっと学習を増やしてほしいなと思ひまして。はい、お願いいたします。

竹原信一委員

74ページ、扶助費。生活保護の件について教えてください。

先ほど、144人、世帯数とその人数と世帯数、人数のちょっとそごがあります。

74ページのねえ、何だっけこれは。3款3項2目の19節扶助費あたり、その辺ですね。違う、その上も含めてか。そこら辺の説明が欲しいんですけど、まず、先ほど144人、人数と世帯数との差がありますけども、世帯に対して払うんじゃないくて、個人に対して、生活保護というのは出すわけですかね。

尻無濱福祉課長

世帯に対して保護費の支給を行います。

竹原信一委員

世帯と人数とに違いがありましたよね。

尻無濱福祉課長

世帯の構成によって人数は変わってまいりますので、その違いかと思われま

竹原信一委員

それで、結局のところ、その1世帯当たり平均でどれぐらいになるわけですかね。

白石純一委員長

時間がかかるようでしたら、後で計算されますか。

〔尻無濱福祉課長「もう一度。1世帯、1世帯当たりの」と呼ぶ〕

竹原信一委員

1世帯当たり平均でどれぐらいになるんですか。幾らぐらい支給されるんですかということ

ことです。そう、課長じゃなくていいんだから別に。後で打合せして言ってもらいましょうか、じゃあ。いろいろまだあるから。

白石純一委員長

後で報告されますか、答弁いただけますか。

山田勝委員

係長が説明を課長にして、それをするというよりも、むしろ、係長がせっかく参加して

るんだから、出席してるんだから、それぞれの係に任してる部分については、係長に説明

させたほうがよりお互いにやりやすいんじゃないですか。

松崎保護係長

令和5年の10月に基準改定があったんですが、このときの1世帯当たりの生活扶助費

の平均は5万2154円です。

竹原信一委員

なんだっけ、医療扶助というのもあつたりするんですけど、それはまた別になるわけ

乗せた上で、その扶助を出しているのか、そこら辺も教えてください。個人支払部分だけで医療扶助としてここに数字として上げているのか。

松崎保護係長

生活保護者は国民保険には加入していませんので、医療券で、生活保護の医療扶助で対応するという形です。

個人個人に幾らの医療扶助がかかったというのは分かりません。

支払基金から、今月は保護者全員で幾らの医療費でしたという請求が来ます。

この平均でいきますと、月平均ですね。世帯平均ではなく月平均でいきますと、1,873万円ぐらいです。ただ、月によって結構変動があります。

竹原信一委員

年間1人当たり平均幾らになりますかという質問。計算上。

一応、生活保護支払いが5万2000円、医療費補助が幾らって。これが市の一般会計って、一般会計か。一般会計だよ。一般会計から行くわけでしょう。

〔発言する者あり〕

松崎保護係長

まず初めに申しておきますと、病院にかからない方ももちろんいらっしゃいますので、ただ、請求は阿久根市の医療扶助全体の請求できますので、誰に幾らかかかったっていうのは、細かいところは分かりません。かかった月の額を一応、保護者全員の数で平均を出した場合は、1人当たり約12万8000円になります。

竹原信一委員

ざっと計算したところでは、月に支払い、生活保護に5万2000円ほど、医療費のために1万円ほどと、こういう感じになるわけですかね。なるように見えますけど、これでよろしいでしょうか。

松崎保護係長

そこに加えてですね、住宅扶助というのがございまして、家賃代の補助であったり、小・中学生の子供がいる家庭には教育扶助といって、幾らかの扶助が出ます。ほか、母子家庭には母子加算がついたりとか、大きなメインの扶助でいけば生活扶助なんですけど、それぞれの世帯の事情に応じて、それぞれの扶助がついての支給額となっています。

竹原信一委員

そういったものを含めてですよ。生活保護、計算上というか、全体の政策というか、体制を見るためには、全部をひっくるめて、1人生活保護の方が増えたら、幾ら市の一般会計からかかるんだよということは、これ、私たち知っておく必要があるんですよ。そこを、今計算できる人、後で教えてくださいませんか。全部足し算して割ればいいですから。

はい、よろしく申し上げます。

〔発言する者あり〕

白石純一委員長

今の件はいかがですか。

〔竹原信一委員「了解しましたって返事くれればいいんです」と呼ぶ〕

〔山田勝委員「今の件に関連して」と呼ぶ〕

ちょっと待ってください。

今の竹原委員の依頼に対してはいかがですか。

〔竹原信一委員「後でいいですよ」と呼ぶ〕

後で答弁できますか。

〔発言する者あり〕

いや、今の質疑に対する、今、答弁待ちですので、少々お待ちください。

松崎保護係長

前提として、どういう方が新しく保護受給するようになったかで全然額は違うんですけど、ものすごく重い病気を持った方であったりとか、特に健康上問題がない单身の方とかで全然違うんですけど、令和5年の10月にかかった全ての扶助の平均額を、単純にそのときの保護の人員で割り算して平均を出した額は14万3000円になります。10月のひと月です。

竹原信一委員

1か月に1人14万円ほどということなんですか。そういう理解でいいですか。

松崎保護係長

先ほども申しましたけど、どういう方が新しく保護になったかで全然額は変わってきます。特に医療扶助は、生活保護は10割負担の額で計算しますので、何か重い治療をしている方とかがいると月に100万円とかかかることもございます。もしくは、医療扶助を全く使わない方もいらっしゃいますので、どういう方かで額は全然変わってきますが、令和5年の10月の総額と人数の平均だけを見た場合は14万3000円です。

山田勝委員

恥ずかしながら、生活保護に対するね、生活保護に対するルールとか、あるいはそういうその積算の方法とかっていうのを、一般的なものを余り認識してないので、できれば一般的なものを何か表にしてくれればいいかなと思ってるんですが。

白石純一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午前10時49分～午前10時49分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

渡辺久治委員

72ページの児童館費14節の工事請負費、脇本児童クラブトイレ改修事業で、先ほど、518万3000円と説明あったんですけども、便器とかだったらこんなすごくかかるなと思って、詳しくどんな工事なのか教えてもらえますか。

尻無濱福祉課長

こちらにつきましては、これまで、施設内にはもともとトイレが2か所あったんですけども、旧脇本保育所ですね。2か所あったんですが1か所のみ使用してきておりました。

ただ、令和5年度も児童クラブの利用者数が増加したということで、今回改修を行うものなんですけれども、幼児用の和式便器5基と大人用の洋式便器1基を児童用の洋式便器4基に改修を行うものです。

渡辺久治委員

このたび、二つのトイレ、二つとも改修してということですか。

そして、そのトイレの部屋自体を改修するんですか、それともその便器だけですか。

夙無濱福祉課長

1か所、今まで使用してなかったトイレの改修を行うものです。

こちらにつきましては、便器だけの改修、児童用洋式の便器を4基改修するものです。

竹之内和満委員

69ページの3款2項1目18節負担金、補助及び交付金の補助金。子ども第三の居場所づくり事業、運営費と事業費の補助がありますが、これは全額B&Gの助成金の5,400万円でするのでしょうか。

特に、事業費補助で恐らく建物か何か建てるのでしょうかね。それ全部を助成金とする予定でしょうか。

夙無濱福祉課長

こちらの子ども第三の居場所づくり事業につきましては、施設整備費補助が上限が5,000万円ということになります。

施設整備につきましては、事業者が幾らかかるのかというのは、今後、入札となってくると思いますので、そこらはちょっと差し控えたいと思います。

運営補助の400万円につきましては、施設開設に係る準備と運営費の補助ということになります。

竹之内和満委員

運営費が大体400万円かかるんですが、運営費というのは毎年かかるはずですので、今後も助成金がおられるのでしょうか。

夙無濱福祉課長

今後ですね、令和7年4月から令和9年の12月まで、最長3年間ですね、運営費助成がございます。ですので、1年間で言えば80万円。ひと月当たり80万円が上限ですので、1年度当たり上限が960万円ということになります。

竹之内和満委員

大体分かりました。

もう一つですが、もともこの事業自体ですね、どういうことをするのでしょうかね。

概要には、子供たちが安心して過ごせる環境を整備し、子供たちの自己肯定感、人や社会と関わる力などなどがあるんですが、具体的にはどういうことをするのでしょうか。

夙無濱福祉課長

こちらの第三の居場所づくり事業につきましては、放課後児童クラブのことを想像していただければいいのかなと思うんですけども、放課後児童クラブにつきましては、保護者等の就労等により昼間保護者が在宅していない、主に小学校の低学年の児童に対して、生活の場だったり適切な遊びを提供するということではありますけれども、子ども第三の居場所づくり事業につきましては、家庭で抱える問題があったりとか、地域のつながりも希薄になる中で、そういった中で保護者が昼間就労している、していない、そういった条件にもかかわらず、家庭や学校以外にも子供が安心して過ごせる場所を提供するということになります。

その中で、子供の自己肯定感だったり、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的として事業をするということになります。

ですので、学童の場合は保護者の方が就労しているというのが条件になるんですけど

も、こちらの第三の居場所につきましては、昼間保護者が就労しているかどうかというのは条件ではございません。

竹之内和満委員

預かるだけではなくて、そういうことができるように教えるとか、そういう教える人がいてということになるんでしょうかね。

尻無濱福祉課長

竹之内委員のおっしゃるとおりです。

竹之内和満委員

対象は何歳から何歳までなんですか。

尻無濱福祉課長

そちらにつきましては、今後、利用者の募集だったり、利用料等出てきますので、今後、事業者とも運営協議会とかそういったのも立ち上げながら決定していくかと思えます。

川畑二美委員

最初に、62ページの3款民生費の1項社会福祉の1項の社会福祉の1の報償費の……

白石純一委員長

1目1節ですか。

川畑二美委員

はい、1節。委員の候補、民生委員の推薦会委員というのは、これ、年に何回されるんですか。6人って書いてあるんですけど。

そしてほかのところの子ども・子育て会議とかその辺の委員会も……

白石純一委員長

まず、1個の項目について答えていただきます。

前田福祉課長補佐兼福祉係長

民生委員推薦委員会の委員報酬についてなんですが、こちらは、3年に1回民生委員の一斉改選が行われるんですけども、基本的にはそのときに報酬が発生するんですが、通常はですね、民生委員さんの、例えば欠員が出たとき、そういったときに新たな民生委員を選出をすることが必要となります。そういった場合に、委員会を開催しまして、開催したときに随時報酬が発生するという形になります。なので年間に何回とかは決まっていないところです。

川畑二美委員

その都度ってということですね。開催については、欠員が出たときに開催する。予算としてはついてるけど、その都度ということですね。分かりました。

そして、この次は68ページなんですけど、同じく、報償費のことで、子ども・子育て会議委員って9名ってなってますけど、そちらもやっぱり年に何回開催されるんですか。

平田児童福祉係長

子ども・子育て会議は、毎年度、大体1回開催しているんですが、来年度が第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しておりますので、子ども・子育て会議委員の皆さんにも策定に協力をさせていただき予定ですので、3回を想定して予算をとっております。

川畑二美委員

ちょっと分からなかったんですけど、はい。3回の、年3回でよろしいんですか。

平田児童福祉係長

来年度は、子ども・子育て会議は、計画の策定にも御協力いただく予定ですので、3回を予定しております。

山田勝委員

69ページなのですが、第三の居場所づくりについてお尋ねするんですけどね。

これはずっと、私、何遍もこう聞いてるんですけどね、この第三の居場所づくりで、今回運営維持と事業費の補助金を5,400万円ぐらいなんですよね。それはもう、一部補助ですから、個人でも法人でも、ちゃんとお金が必要だと思うんですけどね。これを運営することになったときのね、経費、その利用料とか何とかっていうのも役所が補助するんですか。

尻無濱福祉課長

そちらの利用料とかですね、あと運営に関しましては、今後、多分令和6年度になってからだと思うんですけども、また事業者さんのほうで、運営協議会のような協議会を立ち上げてまして、その中で協議をして決められていくかと思います。

山田勝委員

それはそれ、そういうふうになんかになったとしてですよ。阿久根市が新たなこの予算の中からですね、予算を計上して、補助金かあるいは負担金かという形で、例えば、学童保育にとか、あるいはいろんなところに、保育園にも金を具体的に出してるでしょ。そういうことのようにして、第三の居場所づくりが仮にスタートしたときには、阿久根市も負担することになるんですか。

尻無濱福祉課長

現段階では、はっきり申し上げることができません。

山田勝委員

円滑に運営するために、あるいはそこを第三の居場所をですね、利用できる、利用者が喜んで利用するためにはね、その食事の問題とかいろんな、かなりかかると思いますよ。

そういう中で、全部、その利用者が負担せないかんことになったら、また利用するほうとしてもね、簡単にいかないだろうし。

ところが、設置者がする分についても、また同じですし、そういう中で国が何%、県が何%、市が何%というような一つの制度が、今現在あるの、ないの。

尻無濱福祉課長

令和7年度から令和9年度までに関しましては、先ほどもお答えしたんですけども、運営費助成がB&G財団からございます。

それで、1年度当たり960万円ほどの運営費助成はあるということになります。

山田勝委員

今後、この阿久根市を通じて補助金とか運営費は出すけれども、今後の運営についてもB&Gが面倒見てくれる。阿久根市は、阿久根市を通るだけの話で、特別、阿久根市が出すことはないんですよということであれば、そんなに圧迫しないんだけど、これ、もしそんな形で阿久根市も出さないかんのであればね、やっぱり財政的に圧迫することになるからどうかなあと思って聞いたわけですから。そんな悪気があったわけじゃないんですよ。

渡辺久治委員

18ページの12款2項1目2節か。保育所運営費同級他市町負担金っていう、先ほど、みなみ保育園になにか入ってくる負担金ってお聞きしたんですけども、これちょっと分からないからどんな負担金なんですか、教えてください。

尻無濱福祉課長

こちらにつきましては、みなみ保育園に他の市町村から入所をしている園児について、他の市町村からの負担金が入るということになります。

渡辺久治委員

他の市町、さっき40何人入るって言われましたけれども、何人ぐらい他の市町から来るか、入るのかということと、それと、それは他の自治体から入るんですか、それともその親御さんから入ってくるんですか。その辺をちょっと。

尻無濱福祉課長

他の市町から入ります。

白石純一委員長

何人ということにまだお答えいただいてないです。

尻無濱福祉課長

4人になります。

山田勝委員

62ページのですね、児童福祉総合費の中の報酬。民生委員推薦委員の報酬なんですけどね、まず、この推薦委員というのは誰がなってるんですか。

前田福祉課長補佐兼福祉係長

民生委員推薦会の委員が7名でありまして、内訳としましては、議会の議員、産業厚生委員会の委員長をお願いをしております。

あと、民生委員の民生委員児童委員協議会の会長、それと社会福祉事業の実施に係のある方ということで、保育園の園長、それと社会福祉関係団体の代表者、こちらはさわやかクラブの代表、あと教育関係者ということで教育委員をお願いをしています。

それと、関係行政機関の職員ということで、こちらは福祉課長をお願いをしております。

あと、学識経験者ということで社会福祉協議会の会長の7名となっております。

山田勝委員

報酬のいる人が6人で、委員は7人だよな。そういうことでしょ。

今の説明、私は、仮に集落にしてもですね、民生委員を推薦しないといけないんだが、あるいは、集落の寄合あたりでですね、そんな話をして、誰を区長が推進することにしましたっていう話をするんですよね、大抵は。

だから、それが出てきたのは、各集落から出てきた、各地区から出てきたものは、皆さん方がこの推進委員会で決定をすると。こういう仕組みになってるんですかね。

前田福祉課長補佐兼福祉係長

そうですね。まず各集落から推薦の方を出していただいて、その方について阿久根市の民生委員推薦委員会で一旦推薦を決定しまして、そのあと県に送致をしまして、県から最終的に国に行って、国から委嘱状が届くという形になります。

山田勝委員

民生委員の報酬は、なかなかこれで、もちろん、厚生大臣ですかね、厚生大臣がお願いする委嘱状ですから、阿久根市にはほとんど、そのあんまり権限はない気がするんですけども、でも現実に民生委員の方々というのは、報酬はゼロですかね。

前田福祉課長補佐兼福祉係長

民生委員、児童委員の方につきましては、民生委員児童委員協議会というのがあるんで

すが、社会福祉協議会が事務局をしております。そちらからですね、民生委員の方に支払う金額としまして、6万1200円、これが県から補助金として、民生委員児童委員協議会に来る金額の1人当たりの額になります。

あと、これに加えてですね、それぞれ民生委員の方がいろんな勉強会をされたり、こちらに出張にこられたりとか、そういうときの交通費であったり、会の出会謝金というのがあり、民生委員さんへの支払う額になります。

1回当たりの会の出会謝金は3,000円となっているようです。

山田勝委員

いろんな話を聞くんですけどね、報酬が少ないとかいろんなことがあるんだけど、基本的には民生委員はボランティアですから、ないのが当たり前話なんだけど。

またしてくれというお願いをしないといけない立場からすれば、それが無いのもきつよいねということが現実の実態ですよ。そういう中で、阿久根市も例えば何らかの形で少しぐらいは出してもいいのじゃないかなと思うんですが、そんな話はないですかね、全然。

前田福祉課長補佐兼福祉係長

民生委員の報酬に関しては、民生委員児童委員協議会で話をされておまして、市は、その協議会の運営の補助ということで補助金を、今、予算計上してるんですけども、またそのですね、実際の民生委員さんの活動に係る様々な経費とかがあると思いますので、またその民生委員さんへの報酬の額について、なかなか市からは上げてくださいますかというのが言えない状況ですが、また協議は重ねていきたいと思います。

山田勝委員

何らかの形でね、少しぐらいは阿久根市も、民生委員の会の補助とか、なんとかかんとかっていうことについて、できることはやってくださいよ、そうしないと気の毒な気がして。

尻無濱福祉課長

先ほど渡辺委員からの御質問で、18ページの保育所運営費同級他市町村負担金、みなみ保育園に市外から、他の市町村から何名園児が現在入所しているかっていうことだったんですけども、4人とお答えしたんですが3人の誤りでした。申し訳ありませんでした。

山田勝委員

たまたまね、みなみ保育園を例にとって阿久根市が運営してるからやってるんだけど、中には、例えばおいた保育園とか、あるいは文旦保育園とかっていうところも他の自治体から受託している人もいますよね。

そういう方々は、直接その園がその出身自治体に請求するんですか、向こうから来るんですか。

尻無濱福祉課長

山田委員のおっしゃるとおりです。

山田勝委員

請求するんですか。自動的に来るんですか。

尻無濱福祉課長

私立の保育園につきましては、園から請求するということになります。

白石純一委員長

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第24号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室〕

この際暫時休憩します。

(休憩 午前11時15分～午前11時23分)

〔健康増進課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第24号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

寺地健康増進課長

議案第24号中、健康増進課の所管する事項について御説明申し上げます。

それでは、歳出予算から御説明いたします。

63ページを御覧ください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち健康増進課分は、27節繰出金、国民健康保険特別会計への繰り出しであり、繰出金の内訳は事業勘定へ2億7663万1000円、直営診療施設勘定へ850万円を繰り出すものであり、対前年度比2215万6000円の減であります。

67ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費は、対前年度比298万円の減であります。

このうち、18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金であり、共通経費として広域連合の組織運営に要する一般会計分及び広域連合の人件費などを含めた保険給付の事業に要する特別会計分であります。

また、後期高齢者広域連合療養給付費は、後期高齢者の療養給付に要する経費の12分の1の額を負担することとされております。

27節繰出金は、低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定分と事業費分を、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものであります。

次に、68ページを御覧ください。

2項1目児童福祉費総務費のうち健康増進課分は、1514万9000円であります。

その主な内訳は、助産師の会計年度任用職員1名分に関わる1節報酬から4節共済費などの人件費であります。

7節報償費、8節旅費については、「たからのまち」マネージャーに関する謝金や旅費、助産師に関する旅費をそれぞれ計上したものであります。

69ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金については、出産応援交付金及び子育て支援交付金について、妊娠届出時に5万円、出産後に5万円を現金給付するものであり、それぞれ100世帯を見込計上したものであります。

74ページを御覧ください。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は75ページにかけて、1節報酬から4節共済費までは、職員19名分及び会計年度任用職員6名分の人件費と母子保健事業に関わる経費が主

なものであります。

76ページを御覧ください。

12節委託料は、説明欄に記載のとおり、在宅当番医制事業ほか5件であり、鹿児島県医師会などに委託して実施しようとするものであります。

18節負担金、補助及び交付金のうち、中段の阿久根市公的病院運営費補助事業については、令和6年度から新たに実施しようとするものであり、市内医療の拠点である出水郡医師会広域医療センターに対する運営補助金として1億3200万円を計上したところであります。この運営補助金については、出水郡医師会からの要望を受け、特別地方交付税を活用した補助金を交付しようとするものであり、補助金の交付期間を令和6年度から8年度までの3年間と想定をし、1年度当たり補助金の上限を1億3200万円として阿久根市単独で実施しようとするものであります。

77ページを御覧ください。

2目健康増進費は、看護師の報酬や各種がん検診業務などの12節委託料などが主なものであります。

78ページを御覧ください。

12節委託料のうち、がん検診業務については、令和5年度からがん検診をこれまでの2年に1回実施から毎年実施するように改めたものであり、今後についても、市民の皆様のニーズに応えられるよう取組を進めてまいります。

18節負担金、補助及び交付金のうち、がん患者ウィッグ購入助成事業についても継続して取り組むこととし、特にがんの治療を受け、副反応に悩む女性に寄り添い、治療の後押しを行えるよう、医療用のウィッグの購入費用を鹿児島県の補助制度を活用しながら実施しようとするものであります。

3目予防費は、乳児から高齢者に対する予防接種に関わる委託料が主なものであります。阿久根市では、これまで18歳以下の子供を対象とするインフルエンザ予防接種の費用助成について取り組んできたところですが、今回、出水郡医師会との協議が整い、令和6年度から、通常の予防接種業務と同様に委託事業として改めて取り組むこととなります。助成金交付事業から委託事業に改めることにより、補助金申請、交付決定などの事務手続を行わずに、医療機関からの請求手続のみで助成費用の支払いができるよう事務手続について簡素化に努めるものであります。

80ページを御覧ください。

6目保健センター管理費は、保健センターの維持管理に関わる10節需用費の光熱水費や12節委託料が主なものであります。

次に、18ページにお戻りください。

歳入予算について御説明いたします。

第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療費に関わる保護者負担金を計上しました。

なお、未熟児養育医療に関わる保護者負担金については、これまで保護者から一旦負担金を徴収し、その後、子ども医療費として保護者へ返還しておりましたが、令和5年11月から保護者から負担金を徴収せず、子ども医療費助成と相殺を図ることとしました。

19ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち、保健センター土地占用料は、保健

センター敷地内にある給電柱1本の土地占用料であります。

22ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金は、低所得者を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一部を公費で負担するものであり、国から交付される額を見込計上しました。

3目衛生費国庫負担金は、未熟児養育医療費に関わる費用を国の負担分として見込計上しました。

23ページを御覧ください。

2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、子ども子育て支援交付金4479万7000円のうち、健康増進課分は、母子保健事業に対する補助金として625万7000円、出産子育て応援交付金事業に関わる補助金として900万1000円の合計1525万8000円を計上しました。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金は、疾病予防対策事業費として、緊急風疹対策事業実施に対し基準額の2分の1を、母子保健衛生費に対し、産後ケア事業、産婦健康診査事業として基準額の2分の1の額をそれぞれ計上しました。

24ページを御覧ください。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、上から6行目の保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者への保険料軽減分の保険基盤安定分として県の負担分を見込計上したものです。

25ページを御覧ください。

5節国民健康保険医療助成費負担金は、保険税軽減分として国民健康保険被保険者の低所得者に対する軽減分と、保険者支援分として平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額を見込計上しました。

3目衛生費県負担金は、未熟児養育医療に関わる県の負担分を見込計上しました。

26ページを御覧ください。

2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、5行目地域自殺対策強化事業費は、自殺予防事業に対する県補助金であり、2節児童福祉費補助金のうち健康増進課分は、子ども子育て支援交付金のうち、母子保健事業に対する補助金として158万9000円、出産子育て応援交付金事業に関わる補助金として283万3000円の合計442万2000円を計上しました。

3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち、健康増進課分は、2行目の健康増進支援事業費、3行目のがん患者ウィッグ購入費助成事業県補助金、4行目の造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業県補助金であります。

28ページを御覧ください。

3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金69万1000円のうち健康増進課分は、医師法等に基づく医師等の免許申請の進達や免許証等の交付などの事務に関わる交付金15万2000円を見込計上しました。

29ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、上から12行目、高額療養資金貸付基金の利子を計上しました。

33ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、上から3行目の後期高齢者健診業務

広域連合補助金は、後期高齢者に関わる長寿健診費用及び訪問指導実施に対する補助金であり、5行目の後期高齢者医療広域連合委託料は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関わる事業に対する広域連合からの委託料を計上したものであり、6行目の後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は、システム導入費用に関わる広域連合からの補助金を計上したものであります。

20節雑入は、会計年度任用職員に関わる雇用保険料を251万6000円のうち17万2000円を計上し、7行下のがん検診費用徴収金、その2行下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金をそれぞれ本人負担分として計上をし、その5行下、保健センター自動販売機電気料、その3行下、保健センター実習生謝礼金、34ページになりますが、上から5行目、原子力立地給付金のうち、保健センターに関わる給付金をそれぞれ見込計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

川畑二美委員

76ページ、これ何。4の衛生費、項の保健衛生費の中のですね、18負担金、補助及び交付金、補助金がこれは6年から8年の3年間で1億3200万円かかっているんですけど。これは毎年、毎年ということになるんでしょうか。

寺地健康増進課長

委員のおっしゃるとおり、毎年1億3200万円を令和6年度から令和8年度までの3年間にかけて交付しようとするものであります。

川畑二美委員

市民病院のほうですけど。

白石純一委員長

市民病院ではないです。

川畑二美委員

すいません。医療センターなんですけど、そちらは看護学校のほうも同じに考えていくのでしょうか。それは別になるんですか。分からないので聞いているんです。

寺地健康増進課長

看護学校の分については、この分については含まれておりません。

山田勝委員

19ページの3目衛生使用料。衛生使用料の保健センター土地占用料2万円ということで、2,000円で歳入になっているんですがね。

これは何でこういう歳入になるんですかね。

〔「電柱1本代」と呼ぶ者あり〕

電柱の。土地を誰かやっとかと思つた。ごめんなさい、すいません。

本会議でも私は聞いたんですけどね、広域医療センターに1億3200万円。この補助金を出すことになるんですが、例えば、阿久根の広域医療センターは、出水郡医師会といえども、法律の上からは他の公的医療機関ということで厚生省は経営移譲をしたんですよ。35年前の話ですけど。

その後、自治体病院はどこも赤字でですね、かなり金を出しているんですよ。そういう

中で、35年間、阿久根市は病院に金を出さなくてよかったという、一つの経緯があって、それは大変すばらしいことだったと思うんですが、今まで医師会が頑張ってますね、独立の経営をしとったんですけれども、今回、コロナの関係で1億3200万円補助することになりましたと。それを3年間ということで説明いただきましたけれども。

さて、私が思うのは、過去においてですね、広域医療センターは出水郡医師会のだとしてもですね、原因はコロナによるベッド数を空かしたことだというふうに聞いてますよ。そのベッド数を空かした一つの理由は、県がですね、県がコロナに対する指導をしたでしょ。それから、病院の許可、認可っていうのは県じゃないですか。そういう面からしてね、本来、県が直接その責任を持たないかんのを、何で今回、県は持たなかったのかなあと思うんですが、その付近、課長、勉強されましたか。

寺地健康増進課長

今回、このお話があった時点で、鹿児島県に対しては事前に御相談をしたところでございます。その中において、鹿児島県においてこのような補助制度についてはないということと回答をいただきました。

さらには、出水郡医師会からですね、事前に要望書の中において、特別地方交付税を活用した助成をお願いをしたいという申出があり、この特別交付税の措置の割合について、いろいろこちらで調査をしたところだったんですが、当市が支出した助成金に対して、このうちの8割が特別地方交付税として措置をされるという、高い割合での特別地方交付税措置ということであったことから、鹿児島県に対してはですね、今後とも、こういった場合についての補助金制度の創設については求めていくということについては考えているところなんです、現時点において、何と申しますか、県に、補助については今後、求めていきたいというふうに考えてはいるところです。

山田勝委員

特別交付税で、補助金の補助額の80%を特別交付税でみることができるという一つの前提の下にしたことですよ。したことなんだけど、阿久根市が出すということは、例えば2市1町の問題をですよ、阿久根市だけ出せっていうのはどういうことかということと本会議で質問したんですが、例えばですよ、他の長島町あるいは出水市に何らかのアプローチをされたんですか。

寺地健康増進課長

前回の答弁でもお話をさせていただいたところだったんですが、出水市においては、一般会計から病院事業会計繰出金として3か所の公立病院に対して、6億5200万円余りを計上をしている。また、長島町においては、町内に対する診療所2か所に対して、一般会計から5,300万円を繰り出しているというふうに確認をしているところでございます。

いずれの市町についてもですね、阿久根市と同様に、特別地方税等を活用した助成を行っているものと認識をしているところなんです、いずれの場合におきましても、それぞれの市町が、それぞれの市町の地域医療を守るという観点から、応分の費用を行っているものとして考えまして、今回は、出水市、長島町については、このお声かけについては行っていないところでございます。

山田勝委員

それはもうね、あなたがどうすることもできないんで、事実だけ分かればいいですよ。出水市は6億5000万円ですね。恐らく毎年出してると思いますよ、出水市は。阿久根市

は、長島町は5千何百万円出してる。

そういう中で、今まで、阿久根市は出さなくてもよかったということについてもね、やっぱり改めてね、私は理解をしてほしいわけよ。

当時、私たちはもう厳しい非難の上でリコールされてですね、したわけですから。そういう中で、その当時の医師会及び市長及び議会の判断は正しかったんだよ。

その後、後世に負債を残さなかったんだよ、35年間ただだったわけですからね。

そういうのはね、やっぱり理解をしてほしいということで、私はこういう、厳しく言ってるんです。

渡辺久治委員

26ページ、16款2項2目1節上から5行目の地域自殺対策強化事業費ということで95万6000円の補助金が県から出てるんですけど、これは具体的にはどんな事業をされるんですか。

寺地健康増進課長

この補助金につきましては、自殺対策基本法に基づきまして、令和2年3月に阿久根市いのち支える自殺対策計画を策定をし、行政、関係機関、民間団体、学校等との連携を強化し、各施策の取組を推進をしているところでございます。

先ほどお尋ねのありました具体的な取組の状況については、阿久根市いのちを支える自殺対策推進協議会を1回、自殺対策関係者連絡会、これは庁内会議なんですけど2回、自殺予防週間9月10日から16日、自殺対策強化月間3月に至っては、のぼり旗の設置であったり、広報紙への掲載、相談窓口の周知を図ったところでございます。

さらには、ゲートキーパー養成講座といたしまして、年2回の実施を行いました。

さらには、3月なんですけど、3月の15日に予定をしているところなんですけど、心の健康づくり講演会として、また実施をする予定としております。

これらに対する費用に対して、県から補助金を頂いて実施をしようとするものでございます。

川畑二美委員

76ページなんですけど、やはり、保健衛生の18番目負担金、補助金及び交付金の1億4150万円、ドクターヘリ運航事業。救急運送、年に何回ぐらいドクターヘリが動いてますか。

寺地健康増進課長

直近3か年で申し上げましたら、令和3年、令和4年については、出勤実績はございません。令和5年度、今年度に1回ですね、出勤の実績があるところでございます。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので議案第24号の審査を一時中止します。

〔税務課入室〕

○ 議案第25号 令和6年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

白石純一委員長

次に、議案第25号を議題とします。

健康増進課長の説明を求めます。

寺地健康増進課長

議案第25号について御説明申し上げます。

初めに、国民健康保険の財政運営については、平成30年度から鹿児島県と各市町村が共同で運営する制度となり、市は医療費に見合った納付金を納付することとなりました。

このような中であって、本市における国民健康保険加入世帯及び加入者数は年々減少する一方で、医療の高度化などにより、1人当たり医療費は年々増加する傾向にあります。

これらの現状において、県から示された国民健康保険事業費納付金に基づいて試算を行ったところ、税収が不足する状況となったことから、国保財政の安定した運営を図りつつ、現下の経済情勢を加味し、国保加入者の負担を抑えることを前提に、法定外繰入金を活用し、健康保険税の税率改正を行ったところであります。

これらを踏まえた令和6年度の国民健康保険特別会計のうち、事業勘定については当初予算額で27億9012万7000円となり、前年度に比べ2億1306万7000円、7.1%の減となりました。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

特別会計予算書の13ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費の予算額5411万9000円は、職員7名分の人件費やレセプト点検事務を行う会計年度任用職員2名分の報酬などが主なものであります。

14ページを御覧ください。

2項1目賦課徴収費の予算額310万9000円は、国民健康保険税納付書及び各種通知用の郵送に関わる役務費などが主なものであります。

15ページを御覧ください。

第2款保険給付費につきましては、一部の費用を除き、そのほとんどの保険給付費等を県が賄うことから、県が推計した保険給付見込額を反映し計上しております。

このうち、1項療養諸費の予算額17億6624万2000円は、国保加入者の医療費などに対する保険給付費が主なものでありますが、国保加入者の減少に伴い、前年度に比べ1億6356万7000円、8.5%の減となりました。

16ページを御覧ください。

2項高額療養費の予算額2億8046万5000円は、国保加入者の医療費等の個人負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額に対する保険給付であります。国保加入者の減少に伴い、前年度に比べ4430万3000円、13.6%の減となりました。

3項移送費は、療養に必要と認められる転院等の際に、患者の移送に要した費用に対して給付するものであります。

4項出産育児諸費は、国保加入者が出産に要する費用に対して給付するものであり、1人当たり給付を50万円として、8名の出産を見込計上したものであります。

5項葬祭費は、国保加入者が死亡された場合に給付するものであり、1人当たり給付を2万円として35名分を見込計上したものであります。

17ページを御覧ください。

第3款国民健康保険事業費納付金は、県全体で賄う保険給付費等に必要な財源として、県が算定した額のうち、本市の負担分として示された額を計上したものであります。

その内訳は、1項医療給付費分が4億7576万4000円、2項後期高齢者支援金等分が1億2771万3000円、3項介護納付金分が4027万7000円の合計6億4375万4000円であり、前年度

に比べ1402万7000円、2.1%の減となりました。

18ページを御覧ください。

第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費の予算額1,079万円は、特定健診等の業務委託料が主なものであり、次の2項1目疾病予防費は、人間ドック助成などの補助金が主なものであります。

2目国保ヘルスアップ事業費の予算額1555万1000円は、前年度と比較し904万6000円の増となっておりますが、訪問指導看護師の増員による報酬等の増及び19ページになりますが、A Iを活用した特定健診受診率向上のための共同事業に取り組むため、必要な費用を計上したところによるものであります。

3目医療費適正化事業費の予算額155万9000円は、医療費通知などの郵送に関わる役務費が主なものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

9ページにお戻りください。

第1款国民健康保険税の予算額3億4779万4000円は、説明欄に記載のとおり、それぞれの節区分ごとの調定見込額により計上いたしました。

また、冒頭で述べましたとおり、令和6年度から国保税率を改正したことに伴い、前年度と比べ315万6000円、0.9%の増となりました。

10ページを御覧ください。

第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、県が試算した保険給付見込額の財源として交付されるものであり、1節普通交付金20億4173万5000円と、2節特別交付金1億2291万5000円の合計で21億6465万円となり、前年度に比べ1億9531万8000円、8.3%の減となりました。

第7款繰入金1項1目一般会計繰入金の予算額2億7663万1000円は、次の11ページにかけて、1節保険基盤安定繰入金から8節その他一般会計繰入金までをそれぞれ一般会計から繰り入れるものであり、前年度に比べ2092万2000円、7%の減となりました。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明いたします。

初めに、直営診療施設勘定については、大川診療場運営に関する予算であり、社会医療法人昂和会及び社会医療法人卓翔会の全面的な御協力、御支援により運営している診療所であります。

令和6年度の国民健康保険特別会計のうち直営診療施設勘定については、当初予算額で1707万5000円となり、前年度に比べ236万1000円、12.1%の減となりましたが、これは令和5年度に起債償還が終了したことに伴い減となったものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

25ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費の予算額1067万1000円は、大川診療所看護師2名分の報酬のほか、施設の維持管理費が主なものであります。

26ページを御覧ください。

第2款医業費の予算額629万6000円は、3目医薬品衛生材料費の診療用医薬品等の購入費が主なものであります。

第5款公債費については、前年度に比べ208万円の減であり、令和5年度に起債償還が終了したことに伴い、皆減となったところであります。

次に、歳入について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

第1款診療収入の予算額816万5000円は、これまでの診療収入実績などを考慮し、見込額をそれぞれ計上しました。

24ページを御覧ください。

第6款繰入金3項1目一般会計繰入金の予算額850万円は、診療所運營業務に不足する財源として、一般会計から繰り入れるものでありますが、前年度に比べ123万4000円、12.7%の減となりました。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございますか。

山田勝委員

直営診療所勘定の中のね、いつも不思議でたまらんのだけど、この医者さんたちに払う予算というのはどこにあるわけ。

寺地健康増進課長

予算書の26ページを御覧ください。2款1項4目検査等業務費の中の12節委託料74万4000円の診療業務がそれに当たります。

山田勝委員

ほんなら二つの病院に払っているお医者さんたちの謝礼は74万4000円ということ。

〔寺地健康増進課長「はい」と呼ぶ〕

了解。

竹原信一委員

19ページのところで、AIを活用した何とかという話があったんですけど、そのところもう1回丁寧に説明してもらえませんか。

寺地健康増進課長

この事業につきましては、鹿児島県国保連合会が共同事業として実施するものであります。

検診の受診履歴、年齢、性別、これまでの検診結果、問診などのデータをAIで解析をし、どの人にどのような勧奨をすると1番受診率が上がるか、対象者を選定し、対象者の特性に合わせた特定健診の受診勧奨を通知として行うものであります。

また、鹿児島県国保連合会が全国トップシェアの全国400自治体で実績のある株式会社キャンサーズキャンと共同をして、事業実施を希望した市町村に対して事業を実施をするものでございます。

竹原信一委員

これは、各市町村ごとに払うやつなんですか。分担金として払うんじゃないかと。

寺地健康増進課長

国保連合会が共同事業として実施をするものであります。

鹿児島県国保連合会に委託事業としてお支払いをするものであります。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑ないようですので、第25号の審査を一時中止します。
暫時休憩に入ります。

(休憩 午後0時2分～午後1時)

○ 議案第28号 令和6年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。
次に、議案第28号を議題とします。
健康増進課長の説明を求めます。

寺地健康増進課長

議案第28号について御説明申し上げます。
初めに、後期高齢者医療制度では、被保険者の方々の医療費動向を踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しを行っております。

令和6年度は、その見直しの年度であり、令和6年度、7年度における保険料率が鹿児島県後期高齢者医療広域連合から示されたところです。

見直し後の保険料率は、均等割について、現行の5万6900円から5万9900円に、所得割について、現行の10.88%から11.72%に、保険料の賦課限度額について、現行の66万円から80万円に改正されたところです。

これらを踏まえた令和6年度の後期高齢者医療特別会計予算については、当初予算額で4億1991万6000円となり、前年度に比べ2212万1000円、5.56%の増となりました。

それでは、特別会計予算書の105ページを御覧ください。

歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費の149万円は、被保険者証の更新時の特定記録郵便などに関わる役務費が主なものであり、2項1目徴収費の予算額177万7000円は、後期高齢者医療保険料の徴収に関わる経費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の4億1664万9000円は、後期高齢者医療の保険料として徴収し、鹿児島県後期高齢者医療広域連合に納付する分と低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金が主なものであります。

103ページを御覧ください。

次に、歳入について御説明いたします。

第1款保険料は、説明欄に記載のとおり、それぞれの節の区分において、調定見込額により2億6789万9000円を計上いたしました。

第3款繰入金1項1目事務費繰入金の予算額274万9000円は、後期高齢者医療に関わる事務経費分として、2目保険基盤安定繰入金の予算額1億4874万円は、低所得者に対する保険料軽減措置分として、県が4分の3、市が4分の1の負担割合で負担するものであり、一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第28号について審査を一時中止します。

〔健康増進課及び税務課退室〕

○ 議案第24号 令和6年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

ここで福祉課から発言の申出がありますのでこの際許可します。

福祉課は入室してください。

〔福祉課入室〕

福祉課長の発言を許します。

尻無濱福祉課長

70ページの1節報酬の保育園看護師の報酬についてでございます。

看護師の報酬等については、保育所における看護師の業務としまして、子供の健康管理、けがをした際の軽微な処置であったり、園内の衛生管理等、また、保護者に対する保健指導や情報提供、そして保育の補助等がございます。ですので、保育所における保育士と看護師の業務内容について比較をしますと、看護師は保育士の補助と子供の健康管理全般、啓発等の業務が主なものとなります。また、保育士と比較しまして、児童の指導計画をしないこと。あと、児童と直接保育をする時間が短くなること。そのため早番や遅番の業務もないといったことを加味しての報酬の額ということになります。

あと、委員から御指摘のあった会計年度任用職員の報酬とその他の手当等を含めた年間支給総額の中央値につきましてでございますが、さきの一般質問の中で答弁のあった令和6年度当初予算ベースでは260万3740円であり、保育園看護師につきましては、この報酬219万9000円にその他手当等を加算しますと約280万円ちょっととなることから、中央値よりも高い水準となっているところでございます。

竹原信一委員

その手当の部分ちゅうのはどこに出てくるんですか、予算書では。

尻無濱福祉課長

70ページの3節職員手当等のところがございます。

〔発言する者あり〕

山田勝委員

議案17号に出てる、関連する予算はどこですかね。議案第17号に関連する予算。

尻無濱福祉課長

64ページの19節扶助費、重度心身障害者医療費になります。

山田勝委員

6790万6000円の扶助費なんですけど、これはね、予算とあれを合わせないとなかなか分からないんですが、具体的にどういうふうになってこの予算に到達するんですか。

尻無濱福祉課長

19節扶助費の重度心身障害者医療費につきましては、今回、令和6年度から県の制度改正がございますので、自動償還方式が導入されることから、医療費が23%ほど増になる見込みということでしたので、23%の増分と、あと、所得制限を設けることにより1.7%ほど医療費の減が見込まれるところでございますので、そちらを23%マイナス2%ということ

で21%の増を見込んで、今回予算計上しております。

山田勝委員

所得制限は今までなかったわけですかね。

尻無濱福祉課長

委員のおっしゃるとおりです。

〔発言する者あり〕

山田勝委員

今回、この条例を改定、もちろんその国、県の条例、特にその福祉とかこういうものはね、国の制度によるものでなければ阿久根市はどうもできない状況にあるのでね。だから、阿久根市だけっていうわけにいかない部分もよく分かりますが、今回どのような理由で所得制限をつくって、阿久根市に対象者が何人ぐらいいるんですか。

尻無濱福祉課長

今後システム改修等を行いまして、その対象者がはっきりと出てくるかと思うんですけども、今のところ10人未満ではないかと見込んでおります。

山田勝委員

所得制限を設ければ、10人未満の人はもうこれに、枠に入らなくなるということですか。補助をもらえなくなるというんですか。

尻無濱福祉課長

助成の対象から外れますので、この医療費の助成は受けられないということになります。

山田勝委員

それは、例えばね、私、実はいつもこう思ってるんですけどね、この福祉とかこういうのの手当というのは、国の制度及び県の制度でないと阿久根市だけではどうしようもできない部分があるからね。それを阿久根市で勝手にやったら、今度はどっかのところでちゃんと縛りを受ける。何かのところで何かするということになるのでね、なんだけど。

だから、所得制限を撤廃することによって、どういうメリットがあってデメリットがあるのかなという気持ちもしながら、国の、県の制度に刃向かうことはできないんだけど、どういうふうになるのかなという心配でこういう話をするんですよ。

尻無濱福祉課長

今回ですね、県の制度が変わるということでその中に助成の制限を、所得制限を設けているところなんですけれども、これにつきましては、重度心身障害者の方であっても、相当程度の収入のある方については、また、扶養義務者もですけれども、その方については、負担の公平性を図るという観点から所得制限を設けることが適当ではないかということで、今回制度の改正がされているところです。

また、今回、制度改正に当たりまして、先ほども申しましたが、県では23%ほど、自動償還方式をとることによって増額となる見込みであるということで、そちらもバランスを考えまして、できれば市としましても、この制度を将来にわたって安定して維持をしていくためにも、県の導入する所得制限というのは必要になってくるのではないかと考えるところなんです。

また、委員のおっしゃられたように、他の福祉サービスであったり、また、ほかの医療費の助成とのバランス、整合性といったものも、ほかの福祉サービスにおきましてもある程度の所得制限というのはありますので、そちらの整合性も考慮すべきではないかなと考

えているところです。

山田勝委員

非常に理不尽なこともよく見るんだけど、案外その重心とかこういう方々、かなりの所得のある人もいらっしゃるしですね、そういうところにある程度の規制をかけるっていうのは公平なことになるので、やっぱり国、県の制度改正に並べる以外ないな。

以上です。いいです。ありがとう。

白石純一委員長

ここで、福祉課から、先ほど話題に出ました生活保護のしおりの提供がありましたので、配付します。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後1時15分～午後1時21分)

[福祉課退室]

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

介護長寿課は入室してください。

[介護長寿課入室]

○ 議案第24号 令和6年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

次に、議案第24号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長補佐の説明を求めます。

尾上介護長寿課長補佐兼地域包括支援係長

議案第24号中、介護長寿課の所管する事項について御説明申し上げます。

初めに、歳出予算から御説明いたします。

予算書の65ページをお開きください。

第3款民生費1項3目老人福祉費は、主に高齢者の自立支援や社会参加等を促進するための事業に係る経費を計上したものです。

1節報酬から4節共済費までは、要援護者支援相談員1名分の人件費であります。

66ページに入り、7節報償費の主なものは、在宅高齢者福祉アドバイザーへの活動謝金及び80歳、88歳、100歳到達者に対して支給する長寿祝金であります。

12節委託料は、高齢者地域支え合いグループポイント事業ほか5件分であります。

このうち、「食」の自立支援事業につきましては、1日の配食数を約170食、年間見込み食数を約5万2000食と見込んだところです。

18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ育成ほか5件分であります。

このうち、67ページにかけて、高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、利用者を約850人、利用枚数を1万6000枚と見込み、予算計上したところです。

19節扶助費の老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の措置費であり、63人を見込んでおります。

22節繰出金は、介護保険特別会計の事業勘定への繰出金であります。

6目地域福祉対策費19節扶助費は、在宅寝たきり者の介護手当として100件分を見込んで

おります。

83ページをお開きください。

第5款労働費2項1目労働諸費のうち介護長寿課所管分は、全国シルバー人材センター協会負担金と高齢者労働能力活動事業補助金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

18ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち介護長寿課所管分は、老人保護措置費であり、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の負担金であります。

22ページをお開きください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金は、低所得の介護保険被保険者の保険料軽減分に係る国の負担金であります。

23ページに入り、2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、共助の基盤づくり事業費に係る国からの補助金であります。

25ページをお開きください。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、低所得の介護保険被保険者の保険料軽減分に係る県の負担金であります。

2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、下から2行の老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成事業、26ページに入り、上から3行目の65歳以上の高齢者を含むグループが行う互助活動や地域活性化の活動等に対し、商品券等に交換できるポイントを付与する高齢者地域支え合いグループポイント事業、6行目の低所得者利用者負担対策事業に対する県補助金であります。

34ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち介護長寿課所管分は、説明欄の中ほどにある後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金であり、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。

35ページに入り、第21款市債1項2目民生債2節老人福祉債の「食」の自立支援事業債は、高齢者の訪問給食サービスに係る調理関係の費用に過疎債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

白石純一委員長

課長補佐の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

川畑二美委員

35ページ、市債の……

[発言する者あり]

はい、市債の、1項の民生費のですね、2項老人福祉費の1,500万円、食の自立事業債。

はい、これは、どのようなものに……

白石純一委員長

2目2節ですね。

川畑二美委員

食の自立支援事業とって、1食1人当たり、市の助成が340円、介護保険特別会計から1食当たり281円というのは出てるんですけど、これは阿久根の中で、どちらの業者がやってらっしゃるんでしょうか。

白石純一委員長

今の件は、歳出に係ることなので、違うページになると思いますが、何ページになりますかね、歳出では。

川畑二美委員

66ページですね。

白石純一委員長

係長、歳出のページと款、項、目を言ってください。

宇都高齢者支援係長

歳出のページが66ページになります。3款1項3目のところですね、12節の委託料になります。この中の「食」の自立支援事業となっております。

こちらの会社が、阿久根市にあります鹿児島いずみ協同食品となっております。

先ほど言われた「食」の自立支援事業債は、一般会計の調理に係る分の歳入になっております。

川畑二美委員

今言われたこれ、JAの機関のほうが請け負ってるってことですかね。

阿久根の給食センターなんかの利用なんかはできないんでしょうか。そういうのも請け負っていただくっていうのは。

宇都高齢者支援係長

こちらの鹿児島いずみ協同食品につきましては、3年に1回、プロポーザルを実地しておりまして、そこで応募があった事業所になっております。その関係でこちらが選ばれた形になります。

川畑二美委員

1食当たりが給食センターになったら少し安くなる、負担金が少し安くなるんじゃないかなと思ったもんですから質問させていただきました。

大野雅子委員

66ページ、3款民生費1社会福祉費、7節の報償費です。在宅高齢者福祉アドバイザー事業謝金5万5000円。これの人数はどのくらいいらっしゃるんですか。

宇都高齢者支援係長

在宅福祉アドバイザーにつきましては、94人が登録されております。

大野雅子委員

内容的には、民生委員の方とよく一緒に動いていらっしゃるって聞いているんですけど、そういう、あの福祉アドバイザーの方たちのことを言われるんですかね。

何か内容的にもいっぱい仕事を結構してるって聞くんですけど、どんな内容をしてくださってますか。

宇都高齢者支援係長

この在宅高齢者福祉アドバイザーの方は、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方など支援を必要な方に対して、見守りや相談などの役割を担っていただいております。

大野雅子委員

94人でしたら1人当たり年間幾らになりますかね。

宇都高齢者支援係長

1人当たり年間5,000円の謝金になっております。

大野雅子委員

見守りやら支援やらしてくださってるのに、年間5,000円だったら本当に油代もないなあと思っているところです。また、これからも考えていってあげてください。

川畑二美委員

66ページのですね、12番の委託料で、高齢者地域支え合いグループポイント事業。これは、どの人数でポイントを渡していくんですかね。

宇都高齢者支援係長

高齢者地域支え合いグループポイント事業につきましては、65歳以上の高齢者を含む任意の登録グループ、こちらが3人以上で、高齢者が半数以上いるというのが条件になるんですけど、が行う互助活動や地域活性化の活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与する事業になっております。

川畑二美委員

ポイントは最高は幾らまででしょうか。

宇都高齢者支援係長

1団体、最高金額が6万円になってます。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第24号の審査を一時中止します。

次は、議案第27号に移ります。

〔税務課入室〕

○ 議案第27号 令和6年度阿久根市介護保険特別会計予算

白石純一委員長

次に、議案第27号を議題とします。

介護長寿課長補佐の説明を求めます。

尾上介護長寿課長補佐兼地域包括支援係長

議案第27号について御説明いたします。

初めに、本市の介護保険制度を取り巻く状況等について御報告いたします。

介護保険の第1号被保険者数は、令和6年1月末現在7,916人で、前年同月と比べ89人の減。このうち、要介護、要支援認定者数は1,669人で、前年同月と比べ40人の減となっております。認定率は21.1%で、前年同月と比べ0.2%減少している状況にあります。

令和6年度当初予算の歳出における保険給付費は、前年度と比べ4086万7000円、1.4%の減となっております。主に介護保険施設における施設介護サービス給付費や施設入所の際の居住費や食費について、低所得の負担軽減を図る特定入所者介護サービス等費などが減となっております。

それでは、特別会計予算書の64ページを御覧ください。

初めに、事業勘定の歳出から主なものについて御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、職員6名分の人件費や介護保険専門指導員4名分

の報酬などが主なものであります。

66ページを御覧ください。

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者に対する居宅または施設での介護サービス給付費であり、67ページの2項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた被保険者に対する介護予防サービス給付費、69ページの4項高額介護サービス等費は、負担上限額を超えた分に係る給付費、5項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と1年間の負担額の合算により、負担上限額を超えた分に係る給付費であり、70ページの7項特定入所者介護サービス等費は、主に施設入所の際の居住費や食費の負担が過重にならないよう低所得者の負担軽減を図る経費であり、それぞれ計上いたしました。

第5款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、総合事業における訪問介護や通所介護事業に係る費用であり、71ページに入り、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センター専門指導員3名分の報酬などが主なものであります。

2項1目一般介護予防事業費は、健康運動指導員1名分の報酬のほか、次の72ページの12節委託料の高齢者元気度アップ・ポイント事業ほか1件が主なものであります。

73ページに入り、3項4目任意事業費は、介護保険専門指導員1名分の報酬のほか、次の74ページの12節委託料の高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業ほか1件、18節負担金、補助及び交付金の高齢者紙おむつ等支給事業ほか1件が主なものであります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費は、医療機関と介護サービス事業者など多職種が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる仕組みづくりの推進を図るための委託料を計上いたしました。

6目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーター1名分の報酬のほか、日常生活支援の担い手や地域資源の発掘及び活用を図り、関係機関のネットワーク化などの体制整備を推進するための委託料などを計上いたしました。

75ページに入り、7目認知症総合支援事業費は、地域包括支援センター専門指導員1名分の報酬のほか、認知症対策の講演会や研修会に係る経費及び認知症の方のアセスメントや、家族支援などを行う認知症初期集中支援チームに係る経費が主なものであります。

76ページを御覧ください。

第8款諸支出金3項繰出金は、介護サービス事業勘定における一般管理費及び介護予防給付事業費に係る費用の一部について、地域支援事業に係る公費負担分として、国、県からの交付金及び一般会計からの繰入金を受け入れ、サービス事業勘定へ繰り出すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

59ページを御覧ください。

第1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を区分ごとに見込計上いたしました。

第3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る負担金。

60ページに入り、2項国庫補助金は、介護給付費に係る調整交付金及び地域支援事業に係る交付金の見込額をそれぞれ計上いたしました。

第4款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業のうち介護予防日常生活支援総合事業に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であり、その見込額を計上いたしま

した。

第5款県支出金1項県負担金は、介護給付費に係る負担金、3項県補助金の1目及び次の61ページの2目は、地域支援事業に係る交付金の見込額をそれぞれ計上いたしました。

3目介護人材確保ポイント事業費補助金は、介護人材確保ポイント事業の商品券購入に係る県単独の補助金を見込計上いたしました。

第7款繰入金1項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業に係る市の負担分のほか、職員給与費等や事務費分に係る一般会計からの繰入金をそれぞれ計上いたしました。

5目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減負担分について、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担することとされており、一般会計で受け入れた国及び県の負担額に市の負担分を加えた額を繰り入れるものであります。

62ページに入り、2項基金繰入金は、介護保険基金から繰り入れて財源充当するものであります。

以上で事業勘定の説明を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

歳出について御説明いたします。

81ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センター専門指導員4名分の報酬が主なものであり、第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、介護予防サービス計画作成業務等の委託料が主なものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

80ページを御覧ください。

第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成に係る収入見込額を、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入は、介護予防日常生活支援総合事業のケアマネジメントに係る収入見込額を計上いたしました。

第3款繰入金2項1目事業勘定繰入金は、一般管理費及び介護予防給付事業費に係る費用の財源として、事業勘定から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

白石純一委員長

課長補佐の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

川畑二美委員

61ページなんですけど、県支出金で、県の補助金の3番目の、一つ目、介護人材確保ポイント事業費補助金、100万円がついてるんですけど、これはポイントって、よく、どういうのに使われるのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

宇都高齢者支援係長

介護人材確保ポイント事業についてなんですけれど、介護や高齢者の生活支援に関わるボランティア活動にポイントを付与するものになります。10ポイントにつき1,000円の商品券等と交換する形になっております。年に50ポイントが上限となっております。

川畑二美委員

どのような、今までの実績ではどのように、数が、人数とか、年に50ポイントとおっしゃいましたけど、どのぐらい利用されてるんでしょうか。

宇都高齢者支援係長

介護人材確保ポイント事業は、令和3年度から始まった事業になっております。

元気度アップは、個人の65歳以上の方が、ころばん体操とか、いきいきサロン、その他の事業に参加したときにポイントを貯めるものなんですけど、この介護人材確保ポイント事業というのがですね、主にボランティアになってきますので、ちょこっと世話焼き隊の活動とか、ちいき食堂の活動とか、そういったものが対象になっております。

令和3年度の補助、ポイント交換者が14人で、4万9000円になっております。

令和4年度がポイント交換者数が16人の6万2000円となっております。

川畑二美委員

ボランティアといっても、自分で申請しないともらえないわけですかね。

宇都高齢者支援係長

こちらでもですね、元気度アップと同じなんですけど、社会福祉協議会に委託しておりますので、登録を各個人で行っていただく必要があります。

その中で、何も登録をせずにポイントがもらえるわけではないので、そちらについてちょっと注意が必要だと思います。

川畑二美委員

そしたら、社協に行って申請して、もらえるということですね。子ども食堂でボランティアされてる方とか、いろんなボランティアされてる方々がいっぱいいらっしゃるよな。そういう方々が申請すればもらえるっていう形になるわけですね。それで、理解でよろしいでしょうか。

宇都高齢者支援係長

まずですね、社協に団体のリーダーの方が登録をする形をとって、個人個人でされる方も中にはいるかもしれないんですけど、大多数の方は、もうその責任者の方が登録をされて、そこで、ポイントを取りまとめをする形をとられていると思います。

川畑二美委員

ありがとうございます。

これは、皆さんに宣伝はされているんでしょうか。広報活動、周知されているか。

宇都高齢者支援係長

こちらはですね、ボランティアの業種自体が限られている形もあつたりするので、先ほど話しました、ちょこっと世話焼き隊とかですね、ちいき食堂とかの社会福祉協議会が主に活動を担っているものになりますので、そちらに該当される方にはもちろん声かけ等を行っております。

ほかにも、社協がボランティア活動をする、ちょっと詳しくはないんですけど、そういった活動もありますので、そういった方に対しては声かけを行っておりますので、よろしくをお願いします。

川畑二美委員

それでは、まだ市民の方々は余り知らない、私もちょっと知らなかったんですけど、知らないってことですかね。やっぱりもっと宣伝していただいて、個人的にも申請できるような形でしていただけたらありがたいと思います。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第27号の審査を一時中止します。

〔介護長寿課及び税務課退室〕

この際暫時休憩します。

(休憩 午後1時55分～午後2時5分)

〔農政課入室〕

○ 議案第24号 令和6年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第24号を議題とし、農政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

大野農政課長

議案第24号中、農政課所管の事項について、主なものを御説明いたします。

令和6年度当初予算における、農政課所管の歳出予算総額につきましては、3億3168万9000円であり、対前年度比では114.3%となっております。

増額の主な要因としましては、新規事業や農業施設改修工事などの予算計上によるものですが、新規事業として、5年度ごとに全体見直しを行う農業振興地域整備計画の全体見直しに係る基礎調査業務や、降灰による農作物への被害軽減などを図るため機械などの導入を支援する活動火山周辺地域防災営農対策事業、漏水などが発生している松ヶ根ため池の補修工事、桐野地区の果樹生産支援を目的とした県営農用水資源開発事業、脇本中央土地改良区内の排水路の新設工事を行うかごしまの農業未来創造事業、鬼川原地区などの委託料や補助金、県営事業負担金、工事請負費となり、また、令和5年度から継続事業として、治水機能及び河川環境の向上を図るため、今年度実施計画を行った大川仲仁田頭首工の農業用河川工作物等応急対策事業、仲仁田地区の工事請負費などの予算計上が主な増額の要因となるところであります。

初めに、債務負担行為の当課所管分につきましては、7ページ1番上の多面的機能交付金（農地維持支払交付金）令和6年度協定分と2行目の同交付金（資源向上支払交付金共同活動）令和6年度協定分となります。

同交付金は、地域において協働で行う多面的機能の維持、向上を図る活動や、地域の農地、水路、農道などの機能向上を図る活動を支援する交付金ですが、今回、鶴川内地区の鶴田地区において、令和6年度から令和10年度の5年間を活動期間とした協定が新たに結ばれることから、令和7年度以降の4年間を債務負担により対応するものです。

次に、それぞれの予算内容について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

一般会計予算書の84ページをお開きください。

6款農林水産業費1項2目農業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員の人件費に係る予算が主なものになります。

次に、3目農業振興費につきましては、先ほど新規事業として御説明いたしました、12節委託料の農業振興地域全体見直しに係る基礎調査業務と、18節負担金、補助及び交付金

が主なものです。

そのうち84ページ説明欄の中ほどにある12節委託料の農業振興地域全体見直しに係る基礎調査業務につきましては、国の農業振興地域の整備に関する法律において、国土資源の合理的な利用による農業の健全な発展を図るため、市町村は、農業振興地域について農業振興地域整備計画を定め、おおむね5年に1度見直しをしなければならないとなっており、本市においては、前回、令和2年度の計画見直しから起算し、令和7年度に計画の全体見直しが必要となるところです。

今年度においては、計画を策定する上で必要となる基礎調査と資料作成を行い、令和7年度において、阿久根農業振興地域整備計画の策定を行うものです。

次に、86ページにかけての18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄の上から3行目の鳥獣被害対策実践事業につきましては、捕獲者への捕獲経費の支援や各種わなの購入及び侵入防止柵の設置などを支援するものです。

同じく鳥獣被害対策として、3行下の農作物鳥獣被害防止施設整備事業につきましては、市単独事業であり、電気柵などの設置を支援するものです。

説明欄の4行目の新規就農者育成総合対策事業、経営発展支援事業と、下のほうになりますが、その他補助金の新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）、その下の交付金の農業次世代人材投資事業交付金の交付金、次の市単独事業である壮年世代新規就農者支援事業交付金につきましては、いずれも新規就農者を支援する事業であり、経営が不安定な就農直後において、経営資金の交付と機械などの導入に対して支援を行うものです。

先ほど新規事業として御説明いたしました、説明欄の中ほどの活動火山周辺地域防災営農対策事業は、降灰被害の軽減と農家の経営安定を図るため、ハウス施設や洗浄用機械の整備などを支援する事業です。

令和6年度は、1農業法人の洗浄用機械、スピードスプレーヤーと施設園芸組合を組織する10農家のハウス施設の被覆資材の更新を支援する予定です。

次に、説明欄の下から4行目の中山間地域等直接支払交付金につきましては、傾斜地で農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保するための協働活動を支援するもので、平成12年度から導入され、5年ごとに更新されている継続事業です。

次に、87ページにかけての4目畜産業費につきましては、畜産農家への支援事業である18節負担金、補助及び交付金が主なものです。

説明欄の下から3行目の、養鶏農家防疫対策支援事業補助は、令和5年度から実施している事業であり、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策として、市内養鶏農場の消毒薬噴霧設備設置などの取組を引き続き支援するものです。

また、説明欄の中ほどの「食のまち阿久根」魅力発信事業につきましては、令和3年度から開催している「華の牛肉祭りAKUNE」の予算であり、令和5年度につきましては、昨年度より2店舗多い14店舗の参加で開催したところです。

次に、87ページ下から89ページにかけての5目農地費につきましては、12節委託料の農政課が所管する折多排水機場などの防災対策施設、設備の保守管理業務や測量設計業務などの9件、14節工事請負費のかんがい施設整備事業や市単独の農道整備などに係る13件、18節負担金、補助及び交付金の県営事業への市負担金や市単独事業土地改良事業補助、多面的機能支払交付金などの6件が主なものです。

そのうち、88ページの12節委託料、1番下の測量設計費では、新規事業でも御説明いたしました脇本土改良区内の鬼川原地区の排水不良による冠水を防止するため、排水路の新設工事を行うかごしまの農業未来創造事業、鬼川原地区の設計業務を実施することとしております。

また、14節工事請負費では、ただいま御説明いたしました鬼川原地区の排水路新設工事、農業用河川工作物等応急対策事業、仲仁田地区の頭首工撤去工事、松ヶ根ため池の漏水などに伴う補修工事が主なものです。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、県営事業に係る市負担金が主なものであり、農村災害対策事業（阿久根北部）や県営農業競争力強化基盤整備事業、中山間型南部地区、新規事業でも御説明いたしました桐野地区の果樹生産支援を目的とした農用水資源開発として、給水施設の整備を見据えた試掘調査などへの負担金、地域が主体となり実施する農業施設の改修などを支援する市単独土地改良事業補助が主なものです。

1番下の多面的機能支払交付金につきましては、債務負担行為で御説明いたしました鶴川内地区の新たな協定も含めた26協定の地域の協働活動を支援するものです。

次に、89ページ下から90ページにかけての7目ダム管理費につきましては、洪水調節による高松防災ダム及び高松川流域に設置してありますダム関連施設の維持管理及び保守点検などの管理業務費であり、ダム管理事務所ほか、各警報局、水位局、雨量局の電気代などの10節需用費と、高松ダム無線設備の保守点検業務や非常用予備発電装置の電気工作物保安業務、ダム貯水池内の流竹木や堤体の伐採業務の12節委託料が主なものです。

次に、90ページ下から91ページにかけての9目農林業振興センター費につきましては、施設運営に係る一般事務費であり、会計年度任用職員4人分の報酬が主なものです。

次に、91ページから92ページにかけての、10目農村環境改善センター管理費、次の92ページの11目西目地区集会施設管理費、93ページの13目折多地区集会施設管理費につきましては、各施設の管理業務などの12節委託料が主なものです。

次に、142ページになりますが、11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費は、国の補助事業に該当しない、緊急に復旧を要する農業施設災害に対する予算措置であり、13節使用料及び賃借料の土砂などの除去作業に必要な重機借上料が主なものです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

予算書の18ページにお戻りください。

ページ中ほどの12款分担金及び負担金1項1目1節農業費分担金は、農地整備事業などに係る受益者分担金の1件です。

次に、19ページ中ほどにあります、13款使用料及び手数料1項4目1節農業使用料は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設の施設使用料、農道の占用料です。

次に、26ページ中ほどからになりますが、15款県支出金2項5目1節農業費補助金のうち農政課所管分は16件であり、事業実施に伴う県補助金です。

次に、28ページ中ほどになりますが、3項5目1節農業費委託金の海岸保全維持管理業務費は、折口海岸と飛松海岸の施設などの管理費として県からの委託金と、その下の権限移譲交付金及び公共用地取得業務費を受け入れるものです。

次に、29ページになりますが、16款財産収入1項2目1節利子及び配当金のうち農政課所管分は、説明欄の中ほどにある肉用牛特別導入事業基金の基金利子です。

次に、30ページ中ほどになりますが、2項3目1節生産物売払収入のうち農政課所管分は、農林業振興センターの野菜などの売払収入です。

次に、32ページ下になりますが、4項4目1節農業費受託事業収入のうち農政課所管分は、説明欄の農地中間管理事業業務委託費であり、事業を推進するための事務費を受け入れるものです。

次に、33ページから35ページにかけての5項4目20節雑入につきましては、農政課所管分は、雇用保険料ほか5件となっております。

最後に35ページになりますが、21款市債1項5目農林水産業債1節農業債は、県営農地整備事業債など各事業に係る財源充当債6件であり、それぞれの充当率により財源債を確保するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

川原慎一委員

86ページのですね、6款1項、新規就農者育成総合対策事業で1,200万円組んでいらっしゃるんですけど、人数的にどのぐらいの補助を出してくれるのかお聞きしたいんですが。

大野農政課長

新規就農者育成総合対策事業の支援内容についてですが、新規就農者1名に対して経営開始資金ということで150万円の3年間、交付をいたします。

さらに、その新規就農者が、例えば農業を始めるに当たって、施設、機械等を購入する場合には、その4分の3を補助する事業があるところです。

川原慎一委員

分かりました。

じゃあ、この下の交付金のところの農業次世代人材投資事業交付金、これはまた別な補助制度になるわけですかね。

大野農政課長

実は、この農業次世代人材投資事業交付金につきましては、ただいま御説明いたしました新規就農者育成総合対策事業の以前の事業になっておりまして、途中で事業内容が変更して事業名が変わって、今、総合対策事業になりまして、その前の事業となります。

事業がですね、いろいろな制度内容、支援内容が変わりまして、変わってきていると。この下のほうにあります次世代人材投資支援事業につきましては、以前、この事業名のときに交付を受けた方が3年ないし5年、支援を受けられるということで、その方々に今、残りの分を交付をしている、資金等を交付している事業になっております。

川原慎一委員

阿久根でですね、新しく農業を始めたいということに対しては、非常にいい制度だと思うので、いろいろやっぱり周知も広げていってやっていただきたいと思います。

次はですね、90ページの6款1項、何目かな、12節の委託料の中の高松ダムについてなんですけど、高松ダムに桜並木があるじゃないですか。これは、この整備というのは、この1番下の高松ダム堤体周辺伐採業務の中から出してるのかな。

大野農政課長

ただいまの御質問です。ダム管理事務所に行く手前のところの桜の木かなあとと思います。

〔川原慎一委員「そうそう」と呼ぶ〕

あそこがですね、道路自体が市道に移管をしておりますので、農政課の所管ではなくて、市道沿いの街路樹ということで、都市建設課の所管になるかと思えます。

川原慎一委員

分かりました。ありがとうございます。

川畑二美委員

すいません。私も86ページのですね、耕作放棄地解消対策事業で200万円ついてるんですけど、これ、どういう形でやってらっしゃるのでしょうか。

大野農政課長

この事業につきましては、事業内容についてはですね、耕作放棄地を活用して農業生産活動を行う農業者に対して、耕作放棄地を解消する経費の補助を行うということです。

市内の耕作放棄地の再生と地域経済の活性化を図ることを目的に実施している事業と。補助対象者は、新規に耕作放棄地を取得し、または借り受け、事業を実施する市内の農業者等であって、事業を実施する年度から起算して、3年以上継続し耕作する者を対象としており、補助金額は補助対象経費額の2分の1以内の額としておりますが、草刈り等であれば10アール当たり2万円、抜根等の作業が必要になってくれば、10アール当たり10万円を上限として交付をしている事業です。

川畑二美委員

結構ですね、放置されてる場所が多いものですから、これは、もう農業してる人でないと申請できないっていう形になるわけですか。一般の方がここを借りたいというのは、もう、借受けの方と交渉しないと、放置はできないのでしょうか。

大野農政課長

基本的には市内の農業者の方となっております。

遊休農地を解消していただいて、その後、営農していただくというところまでつなげたいというところでの事業となっております。

川畑二美委員

一般の方はできないっていうことでしょうか。

大野農政課長

基本的には、市内の農業者として販売実績のある方としております。

川畑二美委員

結構、放置の場所があちらこちらで見受けられるものですから。

中にはですね、やってみたいなっていう方もいらっしゃるものですから、その方々っていうのは農業されてない方々がいらっちゃって、そういう方々にもっとこう開いていただけたら、少しでも自給率が増えるんじゃないかなあと思っていますね、農業の。芋をつくるとかですね、田んぼの場所をちょっといろいろ工夫されたいという話も聞いたりしたものですから、検討していただけたらありがたいなと思えます。

白石純一委員長

要望でいいですか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございますか。

濱田洋一議員

先ほどの川原委員の質問に関連してなんですが、86ページ、6款1項3目18節のですね、新規就農者育成総合対策事業、経営開始資金交付金、それから、農業次世代人材投資事業交付金、これについては金額で1,200万円と465万円ということですけども、概要版のほうをみますと、概要版の18ページですね、新規就農者育成総合対策事業、以前、先ほどの質問の答弁にもありましたように、農業次世代人材投資事業2,040万円とあるんですが、この差額といいますか350万円ほど差額があるのかなと思うんですが、そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

大野農政課長

説明欄の上から4行目の新規就農者育成総合対策事業、経営発展支援事業とですね、今、委員がおっしゃられたその他補助金の新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金については、これは同じ事業になりまして、メニューで分かれてるんですけども、令和6年度の事業説明書ですかね。

〔濱田洋一委員「概要版」と呼ぶ〕

概要版に載せた内容については、最初に言いました経営発展支援事業については、先ほど、新規就農者が機械等を購入した場合に4分の3を支援する事業になります。この375万円というのは、機械等を購入した場合に支援をする事業で、直接的にこの資金の交付となりますと、その他補助金の新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金の1,200万円と、あと、交付金の農業次世代人材投資事業交付金465万円になりますので、その概要版ではですね、資金面のところだけを掲載したということになるかと思います。

よって、その機械等への支援ですね、上のほうの経営発展支援事業の375万円が差額として出てきてるのかなというふうに思います。

濱田洋一委員

分かりました。ありがとうございます。

もう1点確認ですが、農業次世代人材投資事業とその下の壮年世代新規就農者支援事業、年齢で区分があったかと思うんですけども、新規就農者総合対策事業は、青年等ということで50歳未満の方が対象となっていたかと思うんですが、その下の壮年世代の方というのは、45歳以上60歳までということですけども、例えばですけども48歳とか、そういう方々はどっちの対象になりましたでしょうかね。確認ですけども。

大野農政課長

整理をさせていただいて、後もって答弁させていただきたいと思います。申し訳ありません。

〔濱田洋一委員「すいません。よろしくお願ひします」と呼ぶ〕

竹原信一議員

19ページ、13款1項4目1節の折多地区集会施設の使用料が、折多地区のやつが42万8000円、結構いってるんですよ。結構使われているということなのかなとは思いますが、大体どれぐらいの件数といいますか、使われ方やらを教えてください。

大野農政課長

利用実績についてですが、令和4年度においては3,500人の利用があったところです。

令和5年度についてはですね、2月末現在ですけども3,046人の利用があるところで、この施設については、比較的利用率が高い施設となっております。

竹原信一委員

それ、1件当たりの人数が多かったり少なかったりもするでしょうけれども、件数としてはどんな感じですか。

大野農政課長

度々申し訳ありません。そこも数字を確認して、後ほど答弁させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

竹原信一委員

それだけ人気があるんだっただけですよ、もっと、年間500万円ぐらいはかけとるわけですよ、経費を。もっと使用料を安くすることで活用の道が広がるのであれば、もうそうしたほうがいいんじゃないかと。

金額のせいでちょっとブレーキかかっているようであればいかんので、検討いただきたいので、そこら辺はよろしくお願いします。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第24号中、農政課所管の事項の審査を一時中止します。

〔農政課退室〕

休憩に入ります。

(休憩 午後2時38分～午後2時40分)

〔農業委員会事務局入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、議案第24号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

大野農業委員会事務局長

議案第24号中、農業委員会所管の事項について、主なものを御説明いたします。

令和6年度農業委員会当初予算における歳出予算総額は4816万2000円であり、対前年比128.47%となっております。

増額の主な要因としましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員、事務局職員の人件費などが主なものになります。

それでは歳出から御説明いたします。

一般会計予算書の83ページ中ほどから84ページにかけてになりますが、6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、1節報酬から4節共済費までの農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名と事務局職員4名分の人件費などが主なものになります。

また、18節負担金、補助及び交付金は、県農業会議や北薩地区協議会への拠出金などがあります。

例年、この次に農業者年金基金から事務委託費を財源とした8目農業者年金事務費がありました。今回、農業者年金基金の指導により、令和6年度からは市町村が既に設けている農業委員会費の一般事務費に財源を組み入れ、農業者年金事務費を推進するよう指導

があったことから、先ほど御説明いたしました1目農業委員会費に組み入れ、今回は予算計上を行わなかったところです。

次に、予算書の92ページ下になりますが、12目農地利用対策事業費は、機構集積支援事業に係る事務費であり、会計年度任用職員の1節報酬などが主なものになりますが、事業の中身としましては、県の農地中間管理機構が担い手への農地の集積、集約化を促進するため、遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理を行い、さらに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修などを支援する事業になります。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書の21ページにお戻りください。

ページ中ほどになりますが、13款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料は、受理証明など各種証明発行の手数料の受入れになります。

次に、予算書の26ページ中ほどになりますが、15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄の1行目の農業委員会費で、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事業等について、市町村農業委員会が業務を行う経費として交付される補助金になります。

次に、説明欄の下から5行目にある機構集積支援事業費につきましては、農業委員会による農地の集積、集約化の推進の事務費に対して交付される補助金であり、会計年度任用職員の人件費になります。

次に、説明欄の下から2行目の農地利用最適化交付金につきましては、農地利用最適化に係る活動及び成果の実績に対して、報酬を上乗せして交付金が交付されるものです。

次に、予算書の28ページをお開きください。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄の2行目の市町村権限移譲事務に係る交付金であり、主に農地転用に関する農地法第4条及び第5条関係の権限移譲に伴う交付金になります。

次に、予算書の32ページをお開きください。

20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち農業委員会所管分は、農業者年金基金からの事務委託費となりますが、この財源につきましては歳出で御説明いたしましたとおり、農業者年金基金の指導により、令和6年度から1目農業委員会費の一般事務費に組み入れるものです。

最後に、33ページの5項雑入4目20節雑入のうち農業委員会所管分につきましては、説明欄の1行目の雇用保険料と34ページ上から8行目の全国農業新聞普及推進助成金の2件になります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひします。

白石純一委員長

事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第24号中、農業委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室、水産林務課入室〕

次に議案第24号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

園田水産林務課長

議案第24号中、水産林務課所管の事項について説明いたします。

まず、令和6年度の新規事業としましては、6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費17節備品購入費において、阿久根新港にフィッシュポンプを整備し、市外まき網漁船の誘致強化を図る水産業水揚効率化推進機器購入事業と市内漁業者の操業コスト削減に資する機器の導入及び漁船エンジンのオーバーホールによる燃費向上を目的とした経費の一部を補助する漁業操業効率化推進事業の2件を計上しました。

また、新規事業ではございませんが、2項林業費2目林業振興費7節報償費のうち有害鳥獣捕獲対策謝金について、捕獲従事者の埋設処理の御苦勞に対する支援分の額を拡充して予算計上したところであります。

次に、それぞれの予算内容について説明いたします。

まず、歳出について説明いたします。

一般会計予算書の94ページをお願いします。

6款農林水産業費2項1目林業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員の人件費と、北薩地域森林・林業振興協議会ほか2件の負担金が主なものです。

次に、2目林業振興費につきましては、1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員3名の人件費であり、7節報償費は、有害鳥獣捕獲対策ほか1件の謝金になります。

なお、有害鳥獣捕獲対策謝金につきましては、先ほど説明いたしました、令和6年度より埋設処理に対する支援分の額を拡充して計上したところです。

95ページに移り、12節委託料は、林道や市有林などの伐開業務のほか、施設等の管理に係る委託業務10件であり、14節工事請負費は、林道阿久根中央線の舗装工事、96ページにかけての18節負担金、補助及び交付金は、紫尾幹線林道維持管理協議会ほか1件の負担金や捕獲従事者に対するハンター保険料を支援する有害鳥獣捕獲活動事業ほか4件の補助金及び放置竹林解消等奨励交付金を計上しております。

次に、3目市有林造成費につきましては、10節需用費の阿久根大島松くい虫防除に係る薬剤等の購入、11節役務費の森林保険料が主なものになります。

次に、97ページに移り、3項水産業費になりますが、1目水産業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員の人件費と、18節負担金、補助及び交付金の阿久根警察署管内沿岸防犯連絡協議会ほか4件の負担金が主なものになります。

次に、2目水産業振興費につきましては、98ページの12節委託金で、「たからのまち」マネージャー業務ほか2件の委託料を計上しております。なお、「たからのまち」マネージャー事業につきましては、今年度からスタートし、マネージャーへの対価については7節報償費により謝金を支払ったところですが、令和6年度の海分野に関しましては、漁業者や関係団体等とのより密接な連携により、本市の水産振興を図っていくため、訪問回数も増加して対応していただくことから、年間の契約を交わし、委託業務として実施していくこととしました。

17節備品購入費につきましては、新規事業で説明いたしました市外まき網漁船の誘致強化を図るため、阿久根新港へフィッシュポンプを整備するものです。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、氷代を補助する水産物流通対策事業補助

金や磯焼け対策事業補助金を引き続き計上したほか、新規事業で説明いたしました漁業操業効率化推進事業や北さつま漁協がフォークリフト2台を導入する種子島周辺漁業対策事業の補助金などを計上しております。

なお、種子島周辺漁業対策事業につきましては、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、いわゆるJAXAが行うロケット打ち上げが、種子島周辺漁場に及ぼす影響に対処するため、種子島周辺海域を漁場として操業する漁業者が所属する漁協等に対し、共同利用施設、設備等の導入経費の一部を補助するものです。

次に、99ページに移り、3目漁港管理費につきましては、10節需用費の光熱水費や漁港に設置されている照明器具等の修繕料、12節委託料の阿久根漁港の環境緑地施設に係る管理業務委託料が主なものです。

特に、修繕料については、市内各漁港に設置してある標識等が経年劣化により点灯状況に支障を来しており、漁船の夜間航行時の安全対策上、修繕をする必要があることから、今年度より増額して計上しているところです。

次に、4目漁港建設費につきましては、県が実施する阿久根漁港の整備事業に係る負担金を計上したものであり、令和6年度は引き続き阿久根新港の岸壁改良工事や阿久根旧港の浚渫工事などを施工する予定となっております。

次に、100ページの5目栽培漁業センター費につきましては、施設譲渡までの施設管理を想定し、10節需用費の光熱水費を計上しております。

次に、142ページに移り、11款災害復旧費4項3目単独林業施設災害復旧費につきましては、13節使用料及び賃借料が主なものであり、災害時における林道の復旧のため、重機借上料を計上したものです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について説明いたします。

予算書の16ページをお願いいたします。

2款地方譲与税4項1目森林環境譲与税につきましては、令和6年度の交付見込額を計上したものです。

次に、19ページの13款使用料及び手数料1項4目農林水産業使用料のうち当課所管分は、2節林業使用料と3節水産業使用料であり、各管理施設の使用料や占用料を計上しております。

次に、21ページの2項4目農林水産業手数料のうち当課所管分は、2節林業手数料と3節水産業手数料であり、森林の所在地や所有者、面積などを記載した森林簿に係る証明や船員手帳の交付手数料を計上しております。

次に、27ページの15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金のうち当課所管分は、3節水産業費補助金であり、歳出で説明いたしました北さつま漁協への2台のフォークリフト導入に係る種子島周辺対策事業費の補助金が主なものです。

次に、28ページの3項5目農林水産業費委託金のうち当課所管分は、2節林業費委託金と3節水産業費委託金であり、阿久根大島の松くい虫特別防除に係る県委託金が主なものです。

次に、29ページの16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち当課所管分は、北さつま漁協へのフィッシュポンプ貸付けに対する使用料になります。

次の2目利子及び配当金のうち当課所管分は、8行目の水産振興基金と11行目の阿久根大島名勝松造成基金、1番下の行にある森林環境譲与税基金に係る利子となっております。

次に、30ページの2項1目不動産売払収入のうち当課所管分は、2節立木売払収入であり、市有林の管理のため、間伐する立木の売払見込み分を計上しております。

次に、31ページの18款繰入金1項7目水産振興基金繰入金は、歳出で説明いたしましたフィッシュポンプ導入並びに漁業操業効率化推進事業の財源に繰り入れるものです。

次に、33ページから34ページの20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分は、雇用保険料と原子力立地給付金の一部、また、漁港環境緑地施設照明使用料が主なものです。

最後に、35ページの21款市債1項5目農林水産業債のうち当課所管分は、1番下にある3節水産業債であり、水産業活性化事業債は氷代を補助する水産物流通対策事業に、漁港整備事業債は県が実施する阿久根漁港整備に係る市負担金に、種子島周辺漁業対策事業債は北さつま漁協のフォークリフトの導入に係る市負担分にそれぞれ充当するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

竹原信一議員

94ページ、改めてちょっと確認させてください。有害鳥獣のイノシシや鹿を捕獲して処分といいますか、そうしたときに1頭当たり幾ら頂けるというか、支出しているのかを教えてください。

園田水産林務課長

代表的なもので、鹿、イノシシの捕獲が多くございますが、それぞれ1頭につき6,000円の謝金を支払っております。

渡辺久治委員

95ページ、6款2項2目委託料のところ、松くい虫森林病虫害対策事業。これ幾らぐらいですか、予算としては、1,600万円のうちの。

園田水産林務課長

松くい虫森林病虫害対策事業につきましては、脇本の松林の松くい虫防除になります。これについては、95万円ほどの予算を計上しております。

渡辺久治委員

脇本だけなんですね。阿久根大島とかは入っていないということですか。

園田水産林務課長

阿久根大島につきましては予算が別にあります、阿久根大島の松くい虫対策につきましては、次のページ96ページ、3目市有林造成費のうち需用費の消耗品等で薬剤購入等の予算を計上しております。なお、阿久根大島につきましては県との共同事業でございます、有人へりを使用いたしますけど、その有人へり等については県で手配することとなっております。

渡辺久治委員

もうひとつ、この委託料のところですね、大スズメ蜂駆除業務というのが2つあるんですけど。これ何で2つあるんですかね。

園田水産林務課長

こちらの大スズメ蜂駆除につきましては、水産林務課が所管します鶴川内集会施設等の施設の駆除。そしてまたもう1つは、市民憩いの森の対策で2件計上しております。

竹原信一委員

先ほど聞いた、2つぐらいちょっと上のほうに、何だっけ、報酬のところには有害鳥獣対策業務2人っていうのは、この作業内容というのはどういうのか説明してください。

園田水産林務課長

この有害鳥獣捕獲に係る職員の報酬ですかね。これについては、各山々の有害鳥獣対策の見回り、それでまた、わなの設置、あるいはそれに係る各種事務等がございますので、そういう対応で予算を計上しております。

竹原信一委員

それと捕獲した方に6,000円、肉の後処理なんかについてもお金が出てたんじゃなかったですかね。

園田水産林務課長

その取扱いについては、国の補助金で対応しておりまして、農政課所管になります。

大野雅子委員

96ページの6款2項2目23節の負担金、補助及び交付金のところですか。その竹林改良促進支援事業と交付金の放置竹林解消等奨励交付金。これは、それぞれどういう内容だったですか。

園田水産林務課長

竹林改良促進支援事業につきましては、竹林の所有者が自らの山の、そういう放置竹林の解消といいますか、そういう竹チップにして出すときの補助で、令和6年度からは1キロ当たり2.4円を補助することとなっております。

また、その下の放置竹林解消奨励交付金につきましては、竹林所有者が自ら管理ができないという場合に、借り受けたいという方にその放置竹林を貸し付けて、それぞれ貸し付ける方、借り受ける方に、1アール当たり1,000円補助する事業となっております。

大野雅子委員

前までは1.5円で、出水市は2.4円ということで、差があったのがこれで同じになったので竹林解消の人たちにはすごく喜ばれると思います。よく分かりました。ありがとうございます。

濱田洋一委員

98ページ、6款3項2目18節のですね、新規事業ということで漁業操業効率化推進事業500万円ということで予算計上されてますけれども、漁業者に対する操業コストの削減に資する機器等の導入、それから燃料費の向上に資するエンジンのオーバーホール等に対する経費の一部の補助ということでございますが、1件当たりに対する上限額というのは幾らになるんですかね。

園田水産林務課長

この事業につきましては、上限額50万円としまして、補助率2分の1で予算計上しております。

濱田洋一委員

本年度、令和5年度まで漁業用機器等の修理補助でしたでしょうか、非常に漁業者には喜ばれており、また、先日補正等も組まれてされており、大変漁業者にとって喜ばれていると思っております。それに代わって、新たに新規事業ということですが、具体的にどの辺が変更になり、新たな事業として設定されたのか教えてください。

園田水産林務課長

この事業につきましては、漁業操業の効率化ということでそういうことに活用できる機器ですね、魚群探知機、あるいはソナー、プロッター、潮流計等ですね、こういう機器の新たな購入に対しての支援、あるいはエンジンがですね、やはり海水を使用ということで、定期的なオーバーホールというのを漁業者、漁船を所有の方はされますが、オーバーホールに対する支援ということで、いずれも50万円を上限として2分の1補助になります。ただし、ある程度負担が大きくなるというところでの補助ですので、20万円以上のそういう経費について補助になります。

濱田洋一委員

先ほど、例えば1件につき50万円、もしくは2分の1の補助というような話をしてくださいましたが、例えば1人の漁業者が、複数、例えば仮にオーバーホールと、ほかの何らかの機器等の補助を受けたいということであった場合については、その辺はどうなりますか。

園田水産林務課長

その場合はですね、50万円を限度額としまして、複数件のそういう支援対象にはなってくるところです。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは私も質疑を行いたいので。

〔発言する者あり〕

ほかに質疑はないですね。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後3時12分～午後3時13分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

私も質疑を行いたいので、暫時副委員長と職務を交代いたします。

恐れ入ります、大田副委員長は委員長席にお願いします。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次委員は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行います。

白石委員の発言を許します。

白石純一委員

19ページの13款1項4目農林水産業使用料3節水産業使用料、栽培漁業センターの占用料1,000円ということですが、これは、土地は別途の財政課の所管になる貸付けということで理解すればいいですか。そして、そうであればこの占用料というのは具体的にはどう

いったものでしょうか。

園田水産林務課長

栽培漁業センターの今後の取扱いにつきまして、現在、譲渡の手続を進めております。そちらにつきましては、使用料を徴収、貸付料を徴収するということですが、まだ国の手続の最終段階でございまして、そこがはっきりしないうちに予算計上できないということで、今回は予算計上しておりません。今後の補正等で対応していきたいと思っております。

ちなみに、この1,000円の使用料につきましては、電柱の九電の貸付けということになります。

〔白石純一委員「はい、了解しました」と呼ぶ〕

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代します。

〔大田基次副委員長は委員席、白石純一委員は委員長席に着席〕

白石純一委員長

今の件での質疑はございませんね。それでは……

〔発言する者あり〕

今の件ですか。

〔発言する者あり〕

ないようですので、議案第24号中。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後3時15分～午後3時15分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑はございますか。

山田勝委員

96ページの、今さっきも出よかったけど、有害鳥獣捕獲ジビエ活用の食肉利用についてなんだけど、今、いかくらの幾らぐらい、その処理している、どういう状況なんですか。ジビエの状況。

園田水産林務課長

ジビエの活用についての御質問ですが、令和6年度につきましては、1月末時点でイノシシ41頭、鹿50頭を処理されております。今後、3月までの見込みとしまして、運営補助の2分の1ということで、230万円ほどの支援を見込んでおります。

山田勝委員

1年間に全部で1,000頭も上がってとれるのにね、41頭と51頭ぐらいじゃ始まんじやないですか。

処理ができないのですか、それとも持っていく人がいないんですか。

園田水産林務課長

こちらについては、一般社団法人の取扱いになりますので、明確なことは申し上げられないところですが、やはりジビエ認証の資格を取得しまして、その後、受入れ体制の整備

がこれまでであったところです。

一部ですね、これまで、そういう個体の受入れはしたところですが、正式には今年の4月に施設から捕獲従事者へ説明がなされました。

その後、受入体制が全部整ったということで受入れをしております。

そういう関係で頭数がかなり1年間としては低いんですが、この数字となっております。

山田勝委員

この前もね、一般質問で9番議員から質疑があったんですけどね。ああいう中でも、なかなか、その問題は処理できないから埋設するとか、なにかするとかっていう話をするんですよね。

厳格に何で回らないのかって思って、例えば、処理頭数が処理をできないのか、それとも、処理しようにも、例えば、その先が売れないのか、問題何なのかっていうのをね、やっぱりもうちょっと確認せないかんという気がするんですよ、それ。

園田水産林務課長

現状の施設の体制としまして、1日当たり3頭を限度としまして受入体制となっております。また、日曜等は受入れをしないというような条件もございます。

そのような、各種、今後ちょっとその辺を、受入体制の検討とかも必要かなあと考える部分もございますので、また施設と協議しながらその辺の体制を整えていければと考えております。

山田勝委員

この前もそんな議論、質疑もあったしね。

それから、どうしたら市民にもう少しジビエを普及できるかという話についてもね。

何で私は、こういうことでいうと、いろんな形でジビエの食肉処理についても補助を出してるし、あるいは、捕獲についても出してる中ですよ、回り方が悪いから、例えば以前は2万円出してるから、もうすぐくもうこれでもかこれでもかっていうぐらいあったじゃないですか。

だからそれは、あなた方がこの予算を執行する立場でですね、やはりある程度強気でないとということを開かないよ。

園田水産林務課長

捕獲頭数が1,000頭を越えてある中、現在の処理頭数は限りがあるのかなと考えるところですよ。それにつきましては、今、委員からありましたように、その後の流通体制、これも整える必要があると考えるところですよ。

つい最近、鹿児島市内にある全国展開のホテルで、いろんな食材を紹介してくれないかという本市への訪問がございましたときに、こういうジビエ肉の御案内もしたところですよ。かなり興味を持っていただいて、試作等いただければという話もありました。

そういうことで、本市としましては、ジビエ振興はですね、重要な一部と考えて、いろんな販路の拡大については支援をしていきたいと考えますが、やはり基本的にはその施設がどこまで本気をもって頑張れるかと考えておりますので、そこについては施設にも指導あるいは助言をしながら、今後対応していきたいと考えます。

山田勝委員

どうしたら市民にジビエ普及できるかということをおあなたは考えたことがあるのって。

園田水産林務課長

先ほど申しましたように、この施設の再開がここ最近でございます。

その肉の取扱いについてはですね、今月、もう直近で14日にそういうジビエ肉の料理教室も開催予定でございます。

そういうのをもって、今後、どんどんその取扱いについては、市内へもそういう情報発信していきたいと考えます。

山田勝委員

例えばね、阿久根でジビエを食べさせてくれるところはどっかにあるのって、あなたたち言われたときに、どこがあるんですか。

園田水産林務課長

赤瀬川の食肉を取り扱う店舗で、そういう出店をしてるといのは聞き及んでますが、料理として提供するということは今のところないと考えます。

山田勝委員

料理って、例えばですよ、あなた方は予算の執行をする中でいろいろ考えないかんのは、地元でジビエの料理をするような場所をどうしたら設置できるか、オープンできるかというようなことは、例えば商工水産課の予算はないのか、あるいはどうなのかっていうことを考えてやらないと、一步も進まん。あんたたちみたいに頭の固い人達は。

もうちょっと前向きに進めるようにしないとねえ、前へはひとつも進まん。

園田水産林務課長

繰り返しになります。肉の処理体制が1月にそういう案内をしまして、今後取り扱っていくということになっております。

ただ、委員からありますように、その取扱い頭数が、いかんせん限られておりますので、そこも含めて、今後、市内のそういう飲食店、あるいはそういう食品取扱いの部分で案内ができるか、検討しながら進めていきたいと考えます。

山田勝委員

どしこ言うてもね、今のこういうやり方の中では前さえ進まない。何か良い考えを考えないと。

白石純一委員長

いいですか。答弁はいいですか。

山田勝委員

一步も進まんや。例えば、木下委員も言うでしょ、前ももうちょっと地元で市民にアピールできるような方法はないのかって、市民に食べさせるような方法はないのかと言うけど。

もちろん、いかくもだけど、あなた方もひっくるめて一步も前に進まんじゃないですか。

残念なことだけど。やめるか。

[木下孝行委員「それいうことで頑張ってください」と呼ぶ]

白石純一委員長

答弁はいいですか。

[山田委員「そういうことですよ」と呼ぶ]

[木下孝行委員「取り組んでください」と呼ぶ]

白石純一委員長

それでは、第議案24号中、水産林務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔水産林務課退室〕

この際暫時休憩します。

(休憩 午後3時26分～午後3時35分)

白石純一委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

農政課から発言の申出がありますので、この際許可します。

農政課は入室してください。

〔農政課入室〕

農政課長の発言を許します。

大野農政課長

先ほどの審査の中で、濱田委員から経営開始資金の部分について御質問いただきました。その部分についてまず、回答させていただきたいと思います。

86ページ、6款農林水産業費1項農業費のうち、18節負担金、補助及び交付金の中の経営開始資金になります。経営開始資金の対象年齢50歳未満と壮年世代の45歳以上の要件の重複部分についての取扱いについてだったと思います。

経営開始資金の交付要件である認定新規就農者の認定要件に関係しているところであります。認定新規就農者の認定要件が原則45歳未満であり、それを超す年齢の場合、資金の交付認定に際して、例えば農業法人等で農業作業に従事して一定の経験があり、専門的な知識を有することや農業に関する知見を有することなどが要件として課せられます。

この交付要件を満たさず、経営開始資金の交付を受けられない方を拾うために、阿久根市独自で、農業従事者の確保を図ることを目的に、45歳以上を壮年の交付対象というふうにしたところです。

したがって、この経営開始資金を受けるには、認定農業者であればそのまま交付を受けることができるんですが、45歳以上になった場合には、過去において農業法人等で農作業従事し、一定の知見等がなければ交付を受けられないとなっておりますので、その部分をですね、年齢層の方々を拾うために、壮年世代のこの交付金を創設したところでございます。

それと、竹原委員からの折多地区集会施設の使用件数等ですね、その内容というところですが、件数については、令和4年度が305件、令和5年度が317件となっております。

活用の内容については、大集会室、研修室、農産加工室とありまして、大集会施設においては、例えばダンス教室であったり、体操教室、あと親子教室、あと育成会での活用等がなされているところです。あと、研修室については畳部屋になるんですけども、地域の会合等であったりとか、そういったものに利用されてます。それと、最後に農産加工室については、みそ作りであったりとか、お菓子づくりであったりとか、そういった活動に活用はされています。

竹原信一委員

1回幾らぐらいという、管理使用料はなりますかね。

大野農政課長

使用料ですね。大集会施設になりますが、時間で区切ってありまして、9時から12時が330円。12時から17時が440円。17時から22時は880円というふうになっております。

別途1時間につき冷暖房費がかかるということで、大集会室であれば1時間に300円の負担をしていただいているところです。

竹原信一委員

そうすると、ダンス教室がですよ、1回練習したときに幾らぐらい使ってますか。

大野農政課長

例えば、親子教室であれば、大集会室の親子教室であれば、3.25時間の利用で22人の方の利用で930円というふうになってます。

〔竹原信一委員「930円」と呼ぶ〕

はい。ほか、例えば体操教室であれば、3.5時間で19人の利用で640円となっております。

白石純一委員長

ほかに質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

〔農政課長退出〕

商工観光課は入室してください。

〔商工観光課入室〕

白石純一委員長

次に、議案第24号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

宮下商工観光課長

それでは、議案第24号中、商工観光課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算書の100ページをお開きください。

まず、第7款商工費1項1目商工総務費は、職員及び会計年度任用職員の人件費、共済費が主なものであります。

次の101ページになりますが、2目商工振興費は、前年度と比較して2,300万円余りの増であります。これは、ふるさと納税寄附額の増加見込みに伴う返礼品代や送料、ポータルサイトの手数料など、ふるさと納税推進事業の増額によるものであります。

このうち、7節報償費は、ふるさと納税寄附者への返礼品代であります。

11節役務費も同じく、ふるさと納税の返礼品送料、ポータルサイトの手数料及び広告料が主なものであります。

12節委託料は、説明欄記載のふるさと納税に関する業務など4件の業務委託料であります。

このうち、「鎌倉さかなの協同販売所」活用事業は、阿久根産の鮮魚等を主に販売する鮮魚店として、昨年4月に鎌倉市今泉台にオープンしたサカナヤマルカマ及び同店舗のアドバイザーを務める方の知見を有効に活用し、市内事業者における加工品の開発やブラッシュアップ、テストマーケティング等に係る支援等を行おうとするものであります。

102ページにかけての18節負担金、補助及び交付金は、説明欄記載のとおり、運営費等負担金として3件、その他負担金として3件、事業費補助として小規模事業指導業務など9

件、利子等補給金として市中小企業振興資金利子給付金、その他補助金として県中小企業振興資金保証料など6件であります。

このうち102ページの補助金の上から6番目の商工業者事業拡大・拡充支援事業は、新商品の開発等に係る支援や生産性等の向上に資する機械導入に係る経費への支援を行うものであります。

次に、3目観光費であります。前年度と比較し1,300万円余りの増となっております。

これは主に、令和5年第4回定例会において、指定管理者の指定及び債務負担の御承認をいただいた大島公園指定管理業務及びにぎわい交流館阿久根駅指定管理業務に係る指定管理料の増のほか、大川島海水浴場駐車場用地としての公有財産購入費などの計上によるものであります。

まず、7節報償費の「たからのまち」マネージャー謝金は、観光分野における「たからのまち」マネージャーから観光振興に向けた助言等をいただくとするものであります。

103ページから104ページにかけての12節委託料は、説明欄記載の笠山観光農園管理業務など21件であります。

このうち、104ページの説明欄の下から4行目の展示用掛軸レプリカ作成業務は、寺島宗則記念館の展示品の充実を図るため、鹿児島県歴史美術センター黎明館が所蔵する寺島宗則の書の掛け軸のレプリカを作成し、記念館に展示しようとするものであります。

また、阿久根市産業連関表作成等支援業務は、市内の各産業部門間における生産販売等の関係や、移出、移入の状況などを把握するため、県の産業連関表や事業者へのアンケート等を基に、阿久根市における産業連関表を作成しようとするものであります。

同じく104ページの16節公有財産購入費は、現在、市が大川島海水浴場の駐車場として借上げをしている用地が狭く、駐車場の確保が大きな課題となっていることから、今回、大川島海水浴場の駐車場用地として購入しようとするものであります。

105ページにかけての18節負担金、補助及び交付金は、説明欄記載のとおり、運営費等負担金3件、事業費等負担金1件、その他負担金1件の合計5件の負担金と事業費等補助4件の補助金であります。

このうち105ページの阿久根大島渡船補助事業は、阿久根大島の通年観光を図るため、海水浴期間以外における運行事業者への燃料費及び渡航者への渡船費補助を引き続き実施しようとするものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書の30ページをお開きください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金のあくね応援寄附金は、ふるさと納税分でございます。

次に、36ページをお開きください。

最後に、第21款市債1項6目商工費は、創業支援事業について、市債を活用して事業を行おうとするものであります。

以上で、観光課所管分の説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

竹之内和満委員

101ページ、7款1項2目12節委託料、「鎌倉さかなの協同販売所」活用事業ということ

で、予算の概要のほうは138万円の予算がついているようですが、先ほどのサカナヤマルカマという鮮魚店か何か知らないですけど、そこでテストマーケティングを行うと、そういう形で阿久根の鮮魚を、鮮魚なり加工品を売る、そういう開発等に係る支援を行うということですが、どのようにしてその支援を、開発の支援を行うのでしょうか。

宮下商工観光課長

先ほど御説明いたしましたこのサカナヤマルカマなんですけれども、これは令和5年4月に鎌倉市にオープンしてございます。実は、このサカナヤマルカマなんですけれども、もう平成28年度から7年間、阿久根市内の官民双方の取組で店舗として開設したというようなところでございますが、ここの店舗にアドバイザーとしてですね、海の分野の「たからのまち」マネージャーの上田勝彦さんも携わっております。

そういった上田さんの知見ですとか、あるいは調理スタッフの方、あと一定お客さんもついておりますので、市内の業者さんで加工品を開発、あるいはブラッシュアップをしたというような業者さんがいらっしゃると思いますので、募ってですね、このサカナヤマルカマに商品をお送りして、上田さんだったりとか、調理スタッフ、あるいは買物客からいろいろ意見をもらったりとか、あるいはテスト販売をしてもらおうと、そういった事業でございます。

ですので、この魚屋をですね運営している一般社団法人なんですけれども、そこに業務委託の形で実施しようと思っているところです。

竹之内和満委員

ということはこれ、委託料ですので、その138万円は、先ほど言った一般社団法人にお金を委託するということですか。

宮下商工観光課長

これから委託をするので、金額までは現在申しあげられないところなんですけれども、その中の一部を委託料として考えているところです。

竹之内和満委員

ちょっと調べてみますとですね、一般社団法人鎌倉さかなの協同販売所ということで、産官学の連携プロジェクトというふうになってるんですが、産官学ってどっかの大学ですか。

宮下商工観光課長

まだ具体的にはですね、学の参入というのはないんですけれども、せっかくできた阿久根の鮮魚を扱う店舗ですので、例えば今後、要調整なんですけれども、例えば鶴翔高校さんと連携しながら、鶴翔高校の3年A組シリーズとかを販売したりとか、そういった取組もできればなど考えているところです。

竹之内和満委員

まちの灯台阿久根が関わってる事業ということでしょうか。ちょっと調べたら。

宮下商工観光課長

先ほど、平成28年度から7年間の取組だということだったんですけれども、その最初の取りかかりのところが、まちの灯台の代表の石川氏が当時地域おこし協力隊でしたので、阿久根の魚を販路だったりとか、阿久根の漁業者の育成といったようなところで取組を進めてきたところです。もう今、一般社団法人として立ち上がって、ちゃんと店舗として立ち上がっているというような状況、もう形になったというようなところです。

竹之内和満委員

もう一つなんです、104ページ、7款1項3目12節の委託料、阿久根市産業連関表作成等支援事業ということで、説明聞いても今ちょっと分からないんですが、そういう表をつくるんですか。産業間のこういうつながりがあるとか、どうでしょうか。

宮下商工観光課長

産業連関表って、簡単に説明申し上げますと、地域内で1年間に各産業部門、100以上の産業部門ってあるんですけども、そこで、財・サービスがどのように生産されて販売されたかというようなつながりを金額で示した統計でございます。

分かりにくいと思うんですけども、表だけ見ると正直分かりにくいところなんですけれども、具体的にはですね、例えば、飲食サービス部門の生産額に対して、農業部門ではどれだけの原材料費が発生したかというような、各産業部門間の生産額と需要の関係が分かったりというような、そういう統計表でございます。

これは、基本的に国と県において5年に一度作成するものなんですけれども、市町村が作成する場合は、県の統計を基に、プラスで市内の事業者さんにアンケートをとって作成していくというようなもので、これまで県内では鹿屋市ですとか、出水市で作成されているものです。

竹之内和満委員

その作った連関表をどのような形で生かしていくんでしょうか。

宮下商工観光課長

先ほど申し上げたとおり、各産業部門の取引が分かるっていうのと、あと、事業者のアンケートで、これある程度分かるんですけども、各産業部門がどれだけ市内外とのやりとりがあるか、移出額、移入額がどれだけあるかっていうのが分かる統計表です。

ですので、例えば、どの産業部門が市外から稼いでいるのか、あるいは市外に流出しているのかっていうのが分かりますので、そこをもとに、産業間循環していくような政策検討につなげていったりとか、あとプラスで、産業連関表を作成するときには、経済波及効果を算定するツールっていうのがあるんですけども、それもあわせて作成します。

これは何かというと、例えば飲食サービス業で100万円の生産額が発生した場合、市全体でどれだけの、波及効果、経済効果があったかっていうのを算定するツールなんですけれども、よく例えば国体で806億円の経済効果があったというような報道とかあったかと思うんですけども、そういった経済効果を測定するような、あくまでも算定なんですけれども、ツールを作成します。

そういったツールができますので、施策、市の政策を検討する際に、そういったものも使えるように、例えば政策立案向上に向けた職員研修もあわせて実施していこうかなと考えているところです。

山田勝委員

104ページのねえ、寺島記念館関係のことについて、4点こうして予算が上がってきているんですが、私はね、基本的に寺島宗則記念館を充実し、発展することについていささかも反対はしないんですよ。むしろ積極的に進めてきたほうなんです、去年6月議会から、私は、まず仏壇は松木家のものだから持って帰ってもらってください。それから途中で出てきた話ですけどね、松木家の調度品についてですよ、こんなことがあったんですよ、前の議会のときに。調度品は、ある古物商が来て、いいものは持って行って、あとはもう大

したことはないものだけ残っていると。そんな話が出たときに、私は当時の課長は黙ったから、会議の中でですね、それはその委員にですね、調度品は松木家のものだから、阿久根市が買ったのは家と土地だけです。ですから、それは松木さんがどこでどうするかは勝手ですから、松木さんのものだからそれに言及しないでもいいのじゃないですかと言って、事を収めたことがあるんです。

ところが聞くところによると、それも阿久根市役所に持ってきて、どうとかこうとかやってる。

これはね、寺島記念館を充実するということとね、基本的なところを間違っと思ったらね、課長、ずっと言われるよ。だから、それからこっち、仏壇はどうなったのか。

それから、あなたは議長との話の中で、仕分をしているとかなんとかって話、それはどうなったのか。

向こうの私物とですね、阿久根市が買った公のものは全く別にしないとね、せっかく買ってというふうにしてやらないかんということね。強いては、寺島宗則の名前をおとしめることになるんですよ。こんなことはわざわざしてね。そして、ネットに出てきますよ。そんなことをちゃんとしないとね、前に進まない。どうしてるの。

宮下商工観光課長

今、御指摘ありました私物なんですけれども、これは令和2年4月のプレオープンの段階から整理されてない物品等ございました。

我々も課題として寄贈いただくものですか、そういったところの仕分をしていかないとねってようなことを話をしていたところです。

今年度ですね、全て寺島宗則記念館で、ある物品、整理されてないものですね、それは仏壇も含めてなんですけれども、につきましては、寄贈いただくもの、そして、寄託いただくものという形で全て整理をしたところでございます。

山田勝委員

あのね、仏壇は寄贈してもらっては困るんですよ。寺島家の買ったんだから。寺島の記念館をですよ、ゆかりの記念館を松木さんから買ったんだから。仏壇そのものは松木さんの私物ですよ。誰が見ても。市民の中で1人も。あなた方ぐらいですよ、市の職員ぐらいですよ、寺島家のものぐらい思っているのは。

これだけはね、1歩も譲れない。何をしてるんですか。1年間待って、何遍もかんべんも言ったじゃないですか。

宮下商工観光課長

仏壇につきましては寄贈ではなく、寄託という形で整理をしたところです。

山田勝委員

寄託ってどんなことですか。持って帰ってもらえるんですね。

宮下商工観光課長

一応、所有者は松木さんのまま、管理を市がするというような形の寄託でございます。

山田勝委員

そんなのはね、世の中に絶対通らないよ。あんたたちはね、何かね勘違いしているよ。

私物と公物と。この話を解決しない限りね、前に進まないよ。

白石純一委員長

御意見でいいですか。

〔山田勝委員「いや委員長、もう一遍言ってください」と呼ぶ〕

山田勝委員

事のなりゆきをしたらね、前課長が「仏壇を置かせてもらえないでしょうか」と市長、言われるんですが、どうでしょうか。「仏壇は、皆さんに迷惑かけないのでもいいのじゃないですか」と市長は言った。これは市長も悪いですよ。

でもね、駄目ですよって、持って帰るんだから、持って帰れるんだから。

だから根拠は全然ない。そこに置かないかんという根拠は一個もないんですよ。一個もない。

これをね、持って帰ってもらえない限り、あなた方が向こうに返さない限りね、この問題はずっと続きますよ。

何がそんなにせないかんのですか。全く非常識なことを。

公務員の常識が非常識ですよ、世の中では。こんなに言ってもね、あなた方平然としてるでしょう。

宮下商工観光課長

この件につきましては、一般質問等でも市長が御答弁しておりますが、当時の売買契約時において、仏壇はそのままにしてほしいというようなこともあり、事業を進めるために了承したというところがございます。で、先ほど申し上げたとおり、このほかにも本来、プレオープン前に整理すべきだった物品等もありましたので、今回改めて、寄贈いただくもの、寄託いただくものという形で整理をしたところがございます。

山田勝委員

あなたが何を言おうと仏壇は持っていってもらわなければね、あなたはこの問題ずっと引きずることになりますよ。

私は、寺島宗則邸がね、充実して皆さん来てくれる、これはいいことだと思っています。

でもね、1番先の根本的なところを直してない限りね、駄目なんですよ、こんなのは。

言うでしょ、公の金で買うものを、公のもので買ったものについてはね、個人のものを入れさせんたっで、何も。だから水道をするについてもね、どれだけみんな努力していると思いますか。

このことについてあなた方、全然努力も何にもしないで、何遍言われても同じですよと、強気で言うなよ。

宮下商工観光課長

すいません、先ほど物品もたくさんあったというところで申し上げましたが、寄託いただいたものの中には、仏壇、あるいは着物、あるいは掛軸、花瓶等々そういったものもございまして、それは本来、プレオープン前に整理すべきだったのかなと考えているところがございますが、今になってようやく整理ができたというような形になっております。

山田勝委員

ほんなら仏壇はどうするのか。なおしてもらうのか、どうするの。

宮下商工観光課長

すいません、繰り返しになりますが、寄託をしていただいたというところがございますので、市で、今、管理をしているというような状況です。

山田勝委員

ずっと戦い続けられないかんちゅうことですね、私たちは。市民は。あなた方と。話をす

ることもない、向こうに行って説明することもない。議会なんかどうでもいいんですよ、何遍言っても答弁同じですよって言う。そんな態度でいるんでしょ、あなたたちは。

宮下商工観光課長

一応、議会でこういった議論いただいてるたびにですね、私どもも前所有者の方と話をしているところがございます。当然、こういった議会での御意見というのは非常に重いものですので、全く軽く考えてるとか、そういったものはございません。

ただ、繰り返しになりますが、土地売買契約時の話もでございます。それを覆して行政側から撤去してくれというようなところは、なかなか難しいところがございます。

山田勝委員

あのね、根拠がない。歴史的にこういうような重要なものだから、これは置かないかんって根拠がないって。

ただ、持って帰るよな、うちも何もしてないからここに置かしてください。それを聞いただけです。そんなのは通らないんだから世の中で。公のものを、公のお金でね、個人の物を買うときに、これは平気であんたたちは言うが。

白石純一委員長

山田委員、恐らくこの議論はここではなかなか解決できないと思いますので、総括質疑や一般質問で改めてということで。

〔山田勝委員「やりますよ、ずっと」と呼ぶ〕

この場は、これでよろしいでしょうか。

〔山田勝委員「いや、もうちょっと待ってください」と呼ぶ〕

山田勝委員

それとね、この中にね、寺島宗則記念館という名前とねえ、寺島旧家管理委託業務とあるんですがね、これは、寺島記念館なのか、寺島旧家なのか、はっきりしないといけないですよ。寺島旧家じゃないんだから。

寺島さんのゆかりの家であると、ゆかりの家と書いてあるところもあれば、記念館と書いてあるところもある、寺島旧家というところもある。どれが本当。

宮下商工観光課長

すいません。御指摘のとおりでございまして、寺島宗則記念館という形でございまして、ここの管理業務につきましても、そこの名称は改めたいと考えております。

山田勝委員

寺島記念館ならね、何とか分かりますよ。でも、旧家じゃないんだから。

あなた方は一遍も寺島の本家と話し合いをして、この問題を進めていないでしょ。

だからそういう意味ではね、私も50年前、寺島本家と話をすべきだったと思ってますよ。

だからこれはね、あなた方が、これはもう私はもうこの件にはね、その仏壇を元に戻さん限り。言うでしょ、高いものは売ってしまっって、高いものは売ってしまったんだから、古物商を連れてきて。

だから、こんな話に上がったら、こういう恥をさらすようなことをせんでもいいんですよ。高いものは古物商に売ってしまっって、売れんようなものだけは阿久根市に押し上げて、そんな話がある、世の中に。

この話はね、あなたが今、寺島記念館に投資するというからそれはそれでいいけど、もう仏壇についてはね、一步も譲れない。もう一遍、何十遍でも交渉し、もっとね、みんな

ね、土地の交渉するんですよ。土地の交渉はどれだけみんな努力してすると思うね。あなた方、努力もしないで話もしないで、平気で議会をなめて、嘘ばかり言って。以上。

竹原信一委員

105ページ、阿久根大島渡船補助事業160万円。渡船事業というのは、これ生命線なんですよね、阿久根大島の。阿久根大島自体の観光維持にかけてる金額と生命線にかけてる部分のバランスがおかしいんじゃないかという気がするんですけど。

まず、阿久根大島の維持費、全体にかかっている年間のやつは、実際幾らですか。

宮下商工観光課長

主なものでいきますと、やはり指定管理料の1750万円、令和6年度におきましては、これが主なものでございます。

竹原信一委員

それもあるし、その上のほうにある、何だっけ、阿久根大島電気発電保安業務とか、施設の建物の改修とかそういったこともいっぱいかかってくるわけですね。

そうすると10分の1以下、しかもですよ、160万円といたら船を維持し、燃料を使い、人件費もかかるわけですけども、もうこれはちょっと、今見ると、冬場やってなかったりしますよね。

だから、余計使いづらいというか、観光地の資源の扱い方としては、非常にこの貧しいというか、一体のものとしてやっていかなきゃいけないじゃないですか、ねえ。

そここのところについて考え方を教えてください。

宮下商工観光課長

こちらの渡船補助のほうは、一応やはり、船会社さん、民間の事業者さんですので、そこに今回、令和4年度からこういった形で周遊観光を図るために、特に海水浴シーズン以外については、利用者もなかなかというところもございますので、燃料費補助月額上限10万円、来年度からちょっと20万円にしようと思ってるんですけども、そういった形での補助をしているというようなところがございます。あわせて、渡船される方の渡船料、これについても、2分の1を補助しているというようなところですよ。

竹原信一委員

それにしてもですよ、その出し方も考えなきゃ、年間維持できるようにしていかないと、本当これ、私がこれ渡船で仕事しているなら辞めますよ、こんなやつとれるかと。

これに船の整備だの、燃料費だのかかってくるわけでしょう。とてもじゃないけどやれる金額じゃないですよ。

もっとその宣伝も含めて、支援をちゃんとやらないと。やらないんだったらもう閉めればいいんですよ、阿久根大島。こんだけ金かけてんだから、そこまでちゃんと見て、事業やってる人が生活できるぐらいでないと、どうしようもないでしょこれ。

この数字から思いが出てきませんが。

宮下商工観光課長

いかに、やはり、阿久根大島、利用いただけるかというところも非常に重要になってきます。我々その働きかけも不足していたなというような課題もございますので、今回、小・中学校の遠足で使っていただけるように働きかけをしたり、夏場、それ以外のシーズンでもですね、地域おこし協力隊もいますので、何かしらイベント、そういった仕掛けも

できるようにですね、指定管理者と連携しながら、とにかく阿久根大島の入込客数を増えるように取り組んでいきたいと思っているところです。

渡辺久治委員

104ページの7款1項3目17節、備品購入費で放送設備を13万1000円。これ、どんなふうに使って、どんな目的でこれを購入するのかなど、教えてください。

宮下商工観光課長

脇本海水浴場におけるこの放送設備なんですけれども、これ、監視員の方が遊泳時間だったりとか、遊泳禁止区域外で遊泳していた場合、放送して注意したりするんですけれども、そういったマイクとかそういった機器を入替えをしたいというような中身でございます。

渡辺久治委員

入替えですね、今までもじゃああったのかな。分かりました。

高崎良二委員

103ページの7款1項の3目12節の委託料。その中の観光案内業務とあるんですが、これは大体いくらかの委託になるんですかね。

あと、業務内容はどんな内容になるんですかね。

宮下商工観光課長

契約前ですので、具体的な金額は申し上げられないところなんですけれども、今年度、令和5年度からこの業務委託実施しているところでございます。

今年度は、まちの灯台阿久根に委託をしまして、契約が6月1日からだったんですけれども、6月から3月末までということで、275万円で今年度委託しているところでございます。これにつきましては、まちの灯台の事務所で、観光客の方に電話ですとか窓口で、いろいろな問合せに対応して、観光案内をしていただいているというような業務でございます。

高崎良二委員

令和5年度でですね、例えば、来場されて聞きにこられたとか、電話で問合せがあったとかあるんですか。それ、どのくらいの件数あるんですかね。

宮下商工観光課長

6月1日から2月末までの実績なんですけれども、電話が176件、窓口が多くて485件、計661件となっているところです。

高崎良二委員

その案内っていうのは、例えばですね、自分この間、日置市に行ったことがあるんですよ。観光案内所に行って、そこの案内所になんて言っているんですって、阿久根市の歴史とか、そういうところを廻るのに、そこの観光案内人の方がずっと説明をしながら回ってくださったということもあったんですが、そういうアドバイザーというか、案内人という方は考えていないんですかね。

宮下商工観光課長

今時点では、例えば宿泊施設とか飲食店、観光施設等についてとか、イベントだったりとか、そういった案内のみを行っているところでございます。

そういった観光ボランティア的な、ツアーガイドじゃないですけど、そういったところもちよつと必要に応じて検討はしていきたいと思っております。

高崎良二委員

その日置市の観光案内所もそういったボランティアの方がいらっしゃって、歴史的場所とかそういうところを丁寧に説明をしていただいたと思うんですよね。あれは1,000円ぐらいか1,500円、金額はちょっと覚えてないんですが、安くて団体で来られたときに、歴史的ところを回りたいというときに、そういう方がいらっしゃったらもっとよくなるんじゃないかなと思うんですが、そういう方も検討してもらって。

白石純一委員長

要望でいいですか。

〔高崎良二委員「はい」と呼ぶ〕

高崎良二委員

104ページ、7項1款3款18節負担金なんですけど、県観光連盟に負担金を出してるんですが、阿久根市はこの観光連盟というのはないんですが、例えばここに出したときに、そこ、誰か会議とか何か行かないんですかね。

宮下商工観光課長

毎年度総会とかも実施されておりますので、参加をしております。

また、県観光連盟でも観光サイトがありますので、その中で各市町村のイベントだったりとか、そういうのも発信していただいとこういうようなところですよ。

高崎良二委員

その県の観光連盟のイベントに阿久根市から参加するということですかね。

宮下商工観光課長

ただいまのは、総会に参加したり、あるいは観光連盟のサイトですね、観光連盟が構築しているサイトに各市町村、阿久根市もなんですけれども、阿久根市のイベントだったりとか、そういうものを掲載していただいとこういうところですよ。

川畑二美委員

今の観光案内などの業務についてなんですけど、私も場所が分からないで、はっきり分からなかったんですけど、もう少しよく分かるように、おれんじ鉄道で降りてもすぐその観光案内の場所に行けるような形で、何か誘導するような看板とか、何も今のところないですよ。

もう、えっていう感じで、もうこの間ちょっと教えていただいたんですけど、そういうもう少し阿久根をPRするんでしたら、観光案内というのとはすごく大事なことだと思います。

そういうところをやっぱり私は要望していきたいと思います。

昔の日通の跡地だということで、初めて知りました。しかし、去年の6月に開設しながら、なかなか市民の方は知らない方がほとんどだと思います。それでは、もっと観光課のほうも、力を入れてPRしていかないといけないんじゃないかなって思います。

〔発言する者あり〕

それと、ちょっと待ってくださいね。

102ページですね、観光費の報償の、観光開発審議会委員が10名いらっしゃいますけど、どのような方々が観光の委員になってらっしゃるんでしょうか。

宮下商工観光課長

この観光開発審議会なんですけれども、一応役割としては、市長の諮問に応じて、観光

事業ですとか、ほかの産業との調整に関する事項、その他観光に関する重要事項を調査審議する機関というところなんですけれども、平成30年度を最後に開催していないところがございます。

委員の任期もですね、2年間なんですけれども、開催していないというところで、現在、委員の方はいらっしゃらない状況です。

ただ、必要に応じて開催できるように予算の計上させていただいているというような状況です。

〔川畑二美委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

〔川畑二美委員「ぜひですね」と呼ぶ〕

白石純一委員長

川畑委員、発言許可を求めてください。

川畑二美委員

ぜひですね、平成30年度から開かれてないということですので、またコロナも収まりましたので、できたらやっぱり阿久根市をもっとPRしていただきたいって、先ほど阿久根大島の話も出ましたし、阿久根と言えばやっぱり観光でも、今までは阿久根大島とか、メッカになっってますので、観光は大事ですから。

白石純一委員長

川畑委員、質疑をしてください。

川畑二美委員

重要だと思いますので、ぜひですね、また教えていただけたらありがたいと思います。

白石純一委員長

川畑委員、いいんですか。終わりですか。

〔川畑二美委員「分かりましたって」と呼ぶ〕

〔「終わったのかい」と呼ぶ者あり〕

〔川畑二美委員「終わったよ」と呼ぶ〕

濱田洋一委員

101ページ、7款1項2目12節の委託料の「鎌倉さかなの協働販売所」活用事業。

先ほど2番委員からも質問をされ、またその答弁を聞きながら、中身については、大枠確認できたんですが、このサカナヤマルカマ活用事業ということで、この店舗を有効に活用して、市内事業者の加工品等の開発に係る支援を行うということなんですけれども、最終的な着地点とといいますか、どういうふうにご利用して、阿久根の産物をPRしていくのか。例えば販売していくのか。そこら辺の最終的な着地点、この事業を当たるに当たっての着地点を、ビジョンを教えていただければと思います。

宮下商工観光課長

1番は、こちらの店舗とアドバイザーの上田さんの知見を活用して、市内の中の事業者さんが売れる商品をつくっていただきたいというのがまず大きな目標です。

プラスで、ここの店舗面積、実はあんまり大きくはないんですけれども、それでも魚以外もですね、市内の特産品というのも、ボンタン漬けですとか、そういったものも若干販売させていただいておりますので、まさにこのアンテナショップとまではいかないんですけれども、阿久根市のそういった特産品のPRができるような形で、有効に活用させていただければなと考えているところです。

濱田洋一委員

できましたらですね、やはり、投資というかした中で、毎年これまで平成28年度からでしたっけ、いろんな形での支援、補助等をされていると思うんですが、やはりアンテナショップみたいなですよ、阿久根の産物がここに行けたら買えるんだ、または、買ったお客様が、いろんなスーパーバイヤー等への紹介ですとか、バイヤー等の商談ができるようなレベルでの、何て言いますかね、商品紹介ができる店舗にぜひやってほしいと、私は思ってるんですが、そこら辺、課長どうですか。

宮下商工観光課長

店舗の代表者を含めて阿久根市に余り、ほとんどゆかりのない方なんですけれども、平成28年度からの取組というところで、すごく阿久根に対する思いがあるスタッフの方ばかりです。

せつかく本当にできたところですので、先ほどおっしゃったように、商品開発で、商品を置いていただくっていうところだけじゃなくてですね、せつかくの場所ですので、おっしゃったようにそういったバイヤーとの商談とか、そういった形で発展的に持っていけるようにですね、事業をどんどんブラッシュアップしていければなと思っていますところなんです。

濱田洋一委員

ぜひですね、あそこに行けば阿久根のいろんな食材、商品加工品等も含めて、鮮魚もですけれども、見ることができる、買うことができる。

そして、そこを起点として、広がっていければですね、大変ありがたい事業かなあと思っておりますので、やはりこの調査研究とか、スポット的なことで終わるのではなく、どうやったら広げていけるのかというのをですね、常に考えておいて、事業展開に進んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

竹原信一委員

101ページの広告料、11節の1,100万円。これの内訳を教えてください。

早水ふるさと納税推進係長

広告料の内訳についてですけれども、ポータルサイトが提供しております広告連動型のPR広告というものがありますけれども、二つのサイトで、そちらが700万円ほど計上しております。

このほか、明確ではないんですけれども、いろんなサイト等が提供しておりますバナー広告とか、あと、冊子型の広告に情報提供して掲載していただいたりとか、そういった分に関する費用として、369万円ほど計上しております。

竹原信一委員

最初700万円って、369万円、369万円が2件ということ。どういうことですか。

早水ふるさと納税推進係長

ポータルサイトが実施します検索連動型のPR広告、こちらについて二つのサイトで700万円ほど計上しております。

それ以外の媒体ですね、紙媒体ですとか、あと、ほかのサイトで掲載するバナー広告、そういったものの活用で、369万円ほど計上しております。

竹原信一委員

そうすると、紙媒体というのが幾らぐらいなんですか。それ以外はインターネットのやつなんです、紙媒体幾らですか。残りは紙媒体だけということですか。

早水ふるさと納税推進係長

紙媒体だけではなくて、ネット、ポータルサイトのバナーですね、バナーの広告、そういったものの掲載含めて、369万円というふうにしております。予定をしている状況ですので、実際にこれをするという、まだところではないので、時期に応じて有効なPR策、サイトが提供する掲載情報を選択して、こちらから申込みするような状況で考えているところです。

竹原信一委員

前年度と同じ程度のこの割り振りなんですか、おおむね。

早水ふるさと納税推進係長

今年度実施した公告の中で、有効なものについて、少し多めに要求している状況です。

竹原信一委員

有効性はどのようにして確認しておいででしょうか。

早水ふるさと納税推進係長

サイトでイベントがある際に、検索連動型の広告、費用を多めに入れて、その結果、申込み件数が増えたとか、そういった状況を踏まえて設定しております。

竹原信一委員

そういったことというのは、分かるんですか。どれぐらいポータルサイトに載した結果として、成果が出たというのは、分かるようになってるんですか。

早水ふるさと納税推進係長

広告掲載した結果、そのページの検索者数ですとか、申込み件数、そういった数値が返ってきますので、そのデータをもとに、広告料の重点的な入れ方とか、そういったことを運用しております。

竹原信一委員

そうしたときに、その成果的なものを数字であらわして、分析して、この次はどうかしようという判断するんですね。

早水ふるさと納税推進係長

そうですね、各ポータルサイトを運用している中間事業者と都度、意見交換をしながら、有効な策っていうのを検討しているところです。

竹原信一委員

どうもね、数値的にはよく見えないんですよ。これぐらいの数値が上がったらどうするという、基準みたいなものが阿久根市役所のほうにあるのかなあという、疑いを持ってしまいうんですけどもね。

これをもう少し頑張ったらどれぐらい成果が出るって、成果の数字、ね。データがどれぐらい、成果というのは、最終的な成果ですよ、アクセスの数字じゃなくて、契約とかそんな話ですよ。

それと、このサイトが出てきたそのアクセス数だ何だのと、それと比較し、する、データの比較はなされているのかなあと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

宮下商工観光課長

ふるさと納税の話で、今、ここの広告費ですか、ふるさと納税の分の広告費なんですけれども、そこのアクセス数とふるさと納税の申込件数の関係性っていうのは、当然に確認をしているところです。

白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではすいません、私も最後に質疑をさせていただきたいので、暫時、副委員長と職務を交代させてください。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次委員は委員長席に着席〕

大田基次副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員の発言を許可します。

白石純一委員

104ページ、7款1項3目観光費の103ページ、12節委託料の実際には104ページになりますが、産業連関表ですね。これ、まあ課長は県でもやられたと思うので、課長が中心になってやられると思うんですが、実際、委託料ということで、どういうところに委託をされるという考えでしょうか。

宮下商工観光課長

これもまだこれから、こういった形で入札するかっていうところなんですけれども、一応、県内でこれを委託できる業者、シンクタンク的なところというのは限られてきますので、もしかしたら、今、白石委員、ここかなって思ってるかもしれないんですけれども、そういったシンクタンク系のところに委託をする形になろうかなと思っているところです。

白石純一委員長

私も以前からこの産業連関表の必要性は感じていたんですけれども、大学の先生方でもやられてる方がいらっしゃいますよね。

そういうところを、まずその事業者さんにしっかり説明をして、かなり手間をかけることになると思いますので、その辺りしっかり事業者さんが理解をして、協力しますよという体制づくりが非常に大事じゃないか。

そうしないと、いいかげんな内容、正確な内容がなかなか得られないと思うので、その辺りも事業者さんへの協力の呼びかけ、啓発活動、そういったものもこの事業には含まれていますでしょうか。

宮下商工観光課長

事業者さんのこのアンケート、市内外との取引額だったりとか、そういったところがなければこの産業連関表できませんので、当然、売上高が多い事業所さんに対してはもう直接、我々も訪問して実施していこうかなと思っています。

この産業連関表、普通に委託をするとですね、相当金額はかかるんですけれども、今回、継続してつくっていきたいというところもあって、市役所職員も頑張って、そういったアンケートのお願いだったりとかアンケートのほう取りまとめ含めてですね、受託される業者さんと一緒にやっていこうかなと思っていますところ。

〔白石純一委員長「はい、ありがとうございます」と呼ぶ〕

大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代いたします。

〔大田基次副委員長は委員席、白石純一委員は委員長席に着席〕

白石純一委員長

ただいまのに関連しては、質疑はございませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第24号中、商工観光課所管の事項の審査を一時中止します。
ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時38分)

予算委員会委員長